

平成30年 6月 6日開会

平成30年 6月26日閉会

# 平成30年第2回(6月)定例会

川根本町議会

## 平成30年第2回（6月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号（6月6日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○報告第1号の報告	7
○報告第2号の報告	8
○議案第37号の上程、説明	8
○議案第38号の上程、説明	9
○議案第39号の上程、説明	10
○議案第40号の上程、説明	10
○議案第41号の上程、説明	11
○議案第42号の上程、説明	12
○議案第43号の上程、説明	12
○散 会	13

### 第 2 号（6月14日）

○開 議	17
○議事日程の報告	17
○諸般の報告	17
○議案第37号の質疑、討論、採決	17
○議案第38号の質疑、討論、採決	18
○議案第39号の質疑、討論、採決	19
○議案第40号の質疑、討論、採決	19
○議案第41号の質疑、討論、採決	20
○議案第42号の質疑、討論、採決	21
○議案第43号の質疑、討論、採決	21

○日程の追加	2 2
○議案第 4 4 号～議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託	2 3
○散 会	2 5

第 3 号 (6月26日)

○開 議	2 9
○議事日程の報告	2 9
○諸般の報告	2 9
○一般質問	2 9
野 口 直 次 君	3 0
中 原 緑 君	4 3
澤 西 省 司 君	5 3
○議案第 4 4 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	6 7
○議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	7 0
○議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	7 0
○川根本町議会議員派遣の件	7 1
○閉 会	7 1

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原	緑	君
2番	澤	西	省司	君
3番	石	山	貴美夫	君
4番	杉	山	広充	君
5番	坂	本	政司	君
6番	野	口	直次	君
7番	中	野	暉	君
8番	太	田	侑孝	君
9番	山	本	信之	君
10番	中	田	隆幸	君
11番	藺	田	靖邦	君
12番	中	澤	莊也	君

不応招議員（なし）

## 平成30年第2回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成30年6月6日(水)午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について  
(平成29年度川根本町一般会計予算)
- 日程第 4 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について  
(平成29年度川根本町一般会計予算)
- 日程第 5 議案第37号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第38号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第39号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第40号 平成30年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第41号 平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第10 議案第42号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第43号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算  
(第1号)

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広充 君
5番	坂本 政司 君	6番	野口 直次 君
7番	中野 暉 君	8番	太田 侑孝 君
9番	山本 信之 君	10番	中田 隆幸 君
11番	藺田 靖邦 君	12番	中澤 莊也 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶士 君	総 務 課 長	野崎 郁徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	北原 徳博 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重徳 君
農 林 課 長	後藤 泰久 君	建 設 課 長	大村 浩美 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	森下 育昭 君
社会教育課長	平松 敏浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪下 和英 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩之

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中澤莊也君） ただいまから、平成30年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中澤莊也君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中澤莊也君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（中澤莊也君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月1日、町長から第2回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、報告2件、議案7件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中澤莊也君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは平成30年第2回の川根本町議会の定例会、全員の皆さんに御参加いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろは私ども行政に対しましても温かい御支援をいただいておりますことを心より感謝を申し上げたいというふうに思います。

平成30年度も早2カ月が経過をいたしました。この間、お茶の関係大変厳しい状況ではございましたけれども、それぞれの皆さんが頑張っていたという経緯がございます。そのような中で今現在情報といたしますと、碾茶の皆さんが大変頑張っておられるというようなこともお聞きをしておりますし、まだ現場は行っておりませんが近いうちに行って激励をしたいなというふうに思っております。そのように少し変化が出てきたのかなという感じがいたしております。

それから、今回の議案につきましては、お手元にお配りしたとおりでございます。報告の案件が2件、それから議案が7件、それぞれ補正並びに条例改正が盛り込んでございます。これからトーマスも始まります。大変活気が出る町になるというふうに思っておりますので、議会の皆さんと行政が一体となっておもてなしの心を十分発揮していきたいなというふうに思っております。

いずれにしましても皆様方の御協力を重ねてお願いを申し上げます。提案理由並びに行政報告に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） どうもありがとうございました。



### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中澤莊也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、澤西省司君、3番、石山貴美夫君を指名します。



### ◎日程第2 会期の決定

○議長（中澤莊也君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの21日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。



したがって、会期は本日から6月26日までの21日間に決定しました。



◎日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度川根本町一般会計予算）

○議長（中澤莊也君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成29年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

本案について、町長からの報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、報告第1号です。

繰越明許費繰越計算書についての提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号は、平成30年3月定例会におきまして御承認をいただきました平成29年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定をいたしましたので報告をするものであります。

資料の1ページからごらんください。

第4款衛生費、第2項清掃費は、ごみ収集用2tトラック購入事業で翌年度繰越額568万円でございます。

なお、こちらは既に納入済みとなっておりますことを報告させていただきます。

第6款でございます。農林水産業費、第2項林業費は全部で5事業あり翌年度繰越額の合計が3,027万7,000円となります。各事業は列記のとおりですが、林道費にかかるものが4事業、治山費にかかるものが1事業となっております。

なお、平成30年3月定例会におきまして御承認をいただきました事業のうち、林道河内川線舗装工事につきましては、年度内に完了をいたしましたため、翌年度繰越とはなりませんでした。

第8款土木費、第1項土木管理費は、定住促進住宅建設事業費補助金で、翌年度繰越額220万円であります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は、町道西地名線改良工事と町道下長尾向井線測量設計業務委託の2事業で、翌年度繰越額の合計が3,182万円となります。

第8款土木費、第3項河川費は全部で3事業あり、翌年度繰越額の合計が7,977万円となります。各事業につきましては、繰越計算書に列記のとおりでございます。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、林道藤川線、林道寸又左岸線、林道河内川線の災害復旧事業3事業で、翌年度繰越額の合計が6,843万円であります。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費は、町道桑野山細尾線道路災害復旧費で、翌年度繰越額7,010万円であります。

なお、各事業の進捗状況につきましては、別添の事業進捗状況一覧にて御確認をいただ

ればありがたいというふうに思っております。

以上、繰越明許費についての報告とさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） これで報告は終わりました。

本議題は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により町長が議会へ報告するものです。



◎日程第4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について（平成29年度川根本町一般会計予算）

○議長（中澤莊也君） 日程第4、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について（平成29年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

本案について、町長からの報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、報告第2号です。提案理由の説明をさせていただきます。繰越計算書についてでございます。

報告第2号は、事故により平成29年度中完了できなかった事業について、平成30年度に繰り越した事業の報告となります。

資料の1ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋梁費において、町道西地名線改良工事、翌年度繰越額1,014万8,000円となります。

この事業は平成28年度から29年度へ繰越明許費として繰り越した事業であります。事業敷地内の国有地境界確認、支障物件の撤去に不測の日数を要したため、平成29年度内の完成が困難となったものであります。

工事費2,008万8,000円のうち、平成29年度中に994万円が支出済みであり、残りの1,014万8,000円を事故繰越しとするものであります。

なお、工事は5月末をもって完了となっております。

以上、事故繰越しについて報告をさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） これで報告は終わりました。

本議題は、地方自治法施行令第150条第3項の規定により町長が議会へ報告するものであります。



◎日程第5 議案第37号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第5、議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例につ

いてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第37号です。川根本町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

平成30年度税制改正後において、生産性革命集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時、異例の措置として平成30年5月23日に公布されました生産性向上特別措置法に基づき、町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、町が策定した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロとする特例措置を講ずるものであります。

以上、よろしく御審議の上御採択賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第38号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第38号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第38号です。川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成29年4月26日に公布され、平成30年4月1日より施行されたことに伴い、内閣府関係の就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正をされました。このことに伴い、町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例との整合性を図る必要性から、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、上位法の改正に伴う条例中における項ずれを改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。提案理由に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第39号 静岡縣市町総合事務組合理約の変更について

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第39号、静岡縣市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第39号です。静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の変更は、3月定例会でお認めいただきました川根地区広域施設組合が平成30年3月31日をもって解散したことに伴い、議員及び職員の公務災害や退職手当等にかかる事務の共同処理をお願いしております静岡縣市町総合事務組合の構成員が変更となりこれにより同組合理約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御同意賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第40号 平成30年度川根本町一般会計補正予算  
(第1号)

○議長（中澤莊也君） 日程第8、議案第40号、平成30年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第40号です。川根本町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,117万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,617万円としたいものであります。

今回の補正は、町への土地等不動産寄付に関連しました所有権移転登記等にかかる経費の追加、来年度に当町で実施となりました献上茶事業への準備経費として実施主体となる団体への補助金の追加、寸又橋遊歩道の緊急危険対策工事の追加に加え、4月1日付人事異動による人事配置に伴う職員人件費の補正などが主なものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 総務課長。

○総務課長（野崎郁徳君） 申し訳ありません。

町長、ただいま説明の中で補正予算の金額を申し上げましたが、すみません、こちらで間違いがありましたので訂正をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額1,793万1,000円を追加し、総額それぞれ62億1,293万1,000円としたいものです。そのように訂正をお願いいたします。

申し訳ございませんでした。

○議長（中澤莊也君） よろしいですか。

以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第41号 平成30年度川根本町後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第9、議案第41号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第40号では失礼いたしました。訂正した後、また正確にお届けしたいと思います。

議案第41号です。川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,985万円としたいものであります。

今回の補正は、死亡等の理由により還付される保険料のうち過年度平成29年度分必要額が当初予算額を上回り、還付対象者へ早急に還付する必要があることから増額補正をお願いするものであります。

なお、今回の補正に要する還付者へ還付すべき保険料は全額広域連合から町へ還付されるものであり、あわせて歳入予算の増額補正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第42号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別  
会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第10、議案第42号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第42号です。川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,534万円としたいものであります。

今回の補正は、本川根南部簡易水道の新小長井送水管に漏水があったため、これを修繕するための工事費を追加するものであります。また、これに伴う財源といたしましては、繰入基準により事業費の10%を一般会計より繰入金とし、一般会計繰入金を除いた額を簡易水道事業特別会計の自己資金で賄うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第43号 平成30年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第11、議案第43号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第43号です。川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,715万円としたいものであります。

今回の補正は、当初予算では業務委託として計上しておりました県立総合病院からの医師派遣について、相手方の意向により医師個人を町が雇い上げる形とするものに伴い、経費の追加、在宅医療である酸素供給装置対象患者が増えたことによる医療機器の借り上げ料の増額をするものであります。

また、今回の補正による増額分の全てを一般会計からの繰入金で賄うものであります。

以上、よろしく御審議の上御採択賜りますようお願い申し上げます。以上、よろしく御審議の上御採択賜りますようお願い申し上げます。

えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（中澤莊也君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月14日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時24分

## 平成30年第2回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成30年6月14日(木) 午前9時開議

#### 諸般の報告

- 日程第 1 議案第37号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第38号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第39号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第 4 議案第40号 平成30年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第41号 平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第42号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第43号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 追加日程第1 議案第44号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 議案第45号 平成30年度川根本町一般会計補正予算(第2号)
- 追加日程第3 議案第46号 平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)



出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広充 君
5番	坂本 政司 君	6番	野口 直次 君
7番	中野 暉 君	8番	太田 侑孝 君
9番	山本 信之 君	10番	中田 隆幸 君
11番	藺田 靖邦 君	12番	中澤 莊也 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶士 君	総 務 課 長	野崎 郁徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	北原 徳博 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重徳 君
農 林 課 長	後藤 泰久 君	建 設 課 長	大村 浩美 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	森下 育昭 君
社会教育課長	平松 敏浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪下 和英 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩之

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は6月6日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月6日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議  
会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議をいただき  
ました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 議案第37号 川根本町税条例の一部を改正する条例につ  
いて

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例につ  
いてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第38号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第2、議案第38号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第3 議案第39号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（中澤莊也君） 日程第3、議案第39号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、静岡県市町総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第4 議案第40号 平成30年度川根本町一般会計補正予算  
（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第4、議案第40号、平成30年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第40号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第41号 平成30年度川根本町後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算(第1号)

○議長(中澤莊也君) 日程第5、議案第41号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第6 議案第42号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第42号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第42号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第7 議案第43号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第43号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第43号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開きます。

議会運営委員会は議員控室で行いますので、議会運営委員と行政側で副町長、総務課長の出席をお願いいたします。町長、教育長、その他の議員の方々は大会議室のほうへ移動をお願いいたします。

再開はその後にいたします。

では、移動のほうをお願いいたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時50分

○議長(中澤莊也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎日程の追加

○議長(中澤莊也君) お諮りします。

ただいま町長から議案3件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程(第2号追加1)のとおり、追加日程第1から第3として議題にしたいと思えます。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程（第2号追加1）のとおり、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第44号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎追加日程第2 議案第45号 平成30年度川根本町一般会計補正予算（第2号）

◎追加日程第3 議案第46号 平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 追加日程第1、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから追加日程第3、議案第46号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから追加日程第3、議案第46号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） おはようございます。

それでは、追加日程、議案第44号から議案第46号、一括して説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、関連いたしますので、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例並びに議案第45号、川根本町一般会計補正予算、議案第46号、川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第44号です。川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正は3点からなり、その1点目として、平成29年3月に成立をいたしました地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律において、国民健康保険事業の広域化が示され、本年4月から広域化がスタートしているところであります。

この広域化により、都道府県が国民健康保険事業の財政運営主体となったことに伴い、国保税の徴収目的を従前の医療費の支払いのためから、都道府県に支払う納付金に充てるためにと改正をするものであります。



2点目の改正は、平成29年12月に平成30年度の税制改正大綱が定められ、その中に国保税における負担の公平性を図ることを目的に、低所得者に対する軽減措置の拡充と、国保税の課税区分における医療分の課税限度額の引き上げが盛り込まれたことを受け、今回の改正を行うものであります。

軽減措置の拡充として、5割軽減となる基準軽減額を1人につき5,000円、同じく2割軽減の基準軽減額を1人につき1万円引き上げるものであります。また、課税限度額の引き上げとしては、課税限度額を54万円から4万円引き上げて58万円とするものであります。

3点目の改正といたしましては、税率の一部を見直しさせていただくものであります。

今回の見直しは国民健康保険事業の広域化に伴い、国保税の賦課方式につきましても所得割、均等割、世帯割の3方式とする方針が示されましたが、現在の本町における賦課方式は、これに資産割を含めた4方式となっております。今回は広域化の方針である3方式での賦課方式に近づけていくため、税率の一部を見直すものであります。

引き続きまして、議案第45号、平成30年度川根本町一般会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,493万1,000円としたいものであります。

今回の補正は、議案第46号で計上をさせていただいております国民健康保険事業特別会計の補正に伴い、繰出金の減額に関する補正予算案を計上させていただくものであります。

最後に、議案第46号です。平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,402万8,000円としたいものであります。

今回の補正は、議案第44号で上程させていただいた川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づく税率見直しによる補正と、前年度歳計剰余金が当初見込みより多額になったことによる補正であります。

以上、議案第44号並びに第45号、第46号、3件の議案につきましては、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

議案第44号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



#### ◎散 会

○議長(中澤莊也君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月26日午前9時、本会議を開会し、一般質問及び議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決、議案第45号と議案第46号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時58分

平成30年第2回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成30年6月26日(火) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第44号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第45号 平成30年度川根本町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第46号 平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第 5 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広充 君
5番	坂本 政司 君	6番	野口 直次 君
7番	中野 暉 君	8番	太田 侑孝 君
9番	山本 信之 君	10番	中田 隆幸 君
11番	藺田 靖邦 君	12番	中澤 莊也 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶士 君	総 務 課 長	野崎 郁徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	北原 徳博 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重徳 君
農 林 課 長	後藤 泰久 君	建 設 課 長	大村 浩美 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	森下 育昭 君
社会教育課長	平松 敏浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪下 和英 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩之

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は6月14日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月14日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議をいただきました。

また、全員協議会終了後には議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様方には議会だより速報版の作成等を行っていただきました。

6月18日、午前9時から第1常任委員会を開催し、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを御審議いただきました。ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎一般質問

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、野口直次君、中原緑君、澤西省司君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、論点を整理した上、的確に質問、答弁するようお願いいたします。

6番、野口直次君、発言を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） おはようございます。6番、野口直次です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

いつものようにここで質問させていただけるのは、地域住民、町民の支えがあってこそです。大変感謝しております。

平成30年地域間格差が課題を残しつつ、来年で終了していく中で、遠い話だと思っていた少子高齢化、過疎、人口減少からの生活、産業等の影響が、静岡県、当町にも急速に身近になっているのを感じるのは、私だけではないと思います。新しい時代が心の豊かさを含め、穏やかでみんなが田舎で安心して暮らせる時代が続く新しい日本であってほしいものです。

今回の質問は、過去にも何回かお話をいたしました。町の基幹産業のお茶が、かつてないほど全県的、全町にもさらに厳しい年になりました。一方、大手飲料メーカーでお茶を扱っている総合会社では、4,500億以上の去年の売り上げがあったと聞いています。

質問は、1点目は、心配される茶産業と茶が、今後の集落（町）への影響が大きいのかを伺います。

①低迷しているお茶の現状をどう考えているか。

②今後の山のお茶（川根茶）が経営として成り立つためには、町として考え、具体的にどのようなことを進めるのか。

③少子高齢化が進む中、当町は集落内の農地の大部分を茶畑が占める。今後の集落の維持管理にも影響が懸念されるのではないかと思います、お伺いいたします。

④集落の生活環境の悪化を防止するためにも、早急に放棄茶園の対策を今まで以上に急ぐ必要あるのではないかと。

⑤集落内の共同工場の廃止が相次いでいる中に、地域維持にも深刻な影響が出てきて、住民の日常生活にも、また今後、各個人の予定にも暮らしぶりに迷いがあり、より心配している人たちの声をよく聞きます。現実に注視すべきではないかと思ひ、お伺いいたします。

2点目は、大井川鐵道の利用されている方について、今後の利便性向上についてお尋ねいたします。

①通学生に定期券の助成等を検討中か、お伺いいたします。

②利用者の通学生の帰宅時間に増便の要望をお願いしたい。また、可能性をお伺いいたします。

演壇からは以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、6番、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

茶産業の現状と、これに伴う集落への影響の心配という御質問でございました。

議員が御承知のとおり、緑茶の生産量の減少、茶園面積の減少は、本町だけでなく、県全

体の傾向であります。

また、農家の高齢化も全国的な問題であり、これまでの跡継ぎによる農家の継承は大変困難な状況であると言わざるを得ません。これからの茶生産は、基盤整備や荒廃茶園の再生などを利用して、効率のよい生産ができる環境を構築することが重要であると考えております。

高齢化や後継者不足に悩む生産者の対策として、共同での茶園管理を行うなど、生産体制の再編を行うことも必要であると思われまます。これに関しましては、既に共同による摘採を行っている地域もあり、法人による集積が進んでいる地区もあると聞いております。

このような中で、共同製茶工場の中で操業を終了する工場が出てまいりました。近年、お茶の価格低下により生産量が減少し、加工による収益により運営していることから、経営が困難となり、一部の共同茶工場の中で操業を終了することを聞いております。操業を終了するに当たって、組合員の中で十分な話し合いが持たれ、組合員それぞれが将来の方向性を決めたものと思っております。

今後も、農家の、組合の、地域の、を町のみならず県並びに農協等関係機関と協議をし、その方向性を見定め、その結果を踏まえ、行政として可能な支援を検討してまいりたいというふうに考えております。価格が安くて困ったではなく、それぞれの立場で何をしていくかを考えていくことが重要だというふうに考えております。

次に、大井川鐵道に対しましての質問がございました。

最初の通学生の定期助成に関する質問がございました。現在、小中学生の通学に係る経費につきましては、完全無償化となっております。

高校生の通学に係る経費の支援につきましては、従前より申し上げておりますが、昨年度末に制度をお認めいただいた高校生に対する貸与型特別奨学金制度による貸与型特別奨学金を御利用をいただければというふうに考えております。

しかしながら、残念ながら現在、この奨学金利用者がいない状態であり、町としてもPR不足であったと反省をしているところであります。今後は様々な機会を捉え、しっかりと周知に努め、利用拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、大井川鐵道を利用される通学生の帰宅時間に合わせた増便に関する質問がございました。お答えをさせていただきます。

平成26年3月の大井川鐵道本線のダイヤ改正により、大きな減便となったことを受け、現在、朝の時間帯では、千頭駅6時25分発、家山駅行きのバスを運行し、現在11名が登録をし、必要に応じて利用されております。

今後につきましても、そのスクールバス利用の周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、帰宅時間に増便についてですが、現在、大井川鐵道は2両編成で5組の車両で運行を行っておりますが、増便の可能性については、現有の車両数では物理的に難しいとのことあります。現段階では、帰宅時間の動向を踏まえたダイヤの改正への要望が考えられます

ので、具体的な便が必要な帰宅時間についての情報をいただき、町が一体となり要望もしていきたいと考えておりますので、議員におかれましてもお力添えをよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 大変時間がありますので、また頑張って再質問させていただきます。

最初に、茶業等の今後の集落の中で何点か質問させていただきます。

川根本町の茶業振興協議会の会長は、町長が行っていただいております。構成委員も各農業団体の長等からなされています。長年職員等が実務的に会を運営してきていると思います。大変成果を出していただいている中、近年茶産業の低迷を受け、振興会の中に川根茶ブランド再興のために生産、加工、販売、ニーズを踏まえ、一体となった組織づくりが必要で、外部委員も含め委員会を立ち上げる時期に来ているのではないかと考えております。その点いかがでしょうか。お答えください。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 茶業振興協議会ですが、茶業の現状を認識した上で各事業を進めております。生産者、茶商、農協、町が共同の実施や役割分担によりまして、川根茶の特徴やこだわりを再認識、研究した上で、PRや技術向上活動を実施し、消費者の意見を取り入れ、その情報を生産、流通側へ伝える事業を進めております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今の関連の質問になりますけれども、私が今質問した中で、やはり今の組織で行うということをお話の中でわかったんですが、私の言いたいことは、やはりもう少し本音で話ができるような、ある程度、もう実務的なことをこれからもやっていただかなければならないんですが、やはり流通を含めて一堂で話し合う場、単体ではそれぞれいろいろな意見等踏まえてやっていますが、横にそろったような組織が今のところは少ないように思われますが、その辺はどう見ているのでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 茶振協の中で各事業個別になっておりまして、お茶を消費してもらう事業ということで、そのメンバー、それから特色のあるお茶をつくるということで、それぞれ今分かれてやっております。その中で、横のつながりということを御指摘いただいたんですが、お茶の関係者、ほとんど同じようなメンバーとなりますので、横の連絡は十分ついているかと思えます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） また関連でございますが、その中で、やはり非常に危機感が農業者あるいは町民にもなかなかそういう、私、さっき委員会と言ったんですが、組織的で会合をや



っているような形がちょっと見受けられない気がするんですが、それは私だけでしょうか。  
その点、もう一度御質問いたします。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 生産につきましては、品評会の方々が集まって意見交換をしても  
らっております。販売につきましては、伊豆地域に今お茶を提供しておりますが、川根茶ク  
ラブというクラブを立ち上げて、茶商の方、生産者の方、意見交換、それから今後の事業展  
開を進めております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） また今の話はちょっと食い違いがありますから、それぞれの団体を努  
力していただいているということですので、今後ともよろしくお願いします。

ただ、本当にこれからの茶業の中で総合的な考え方を持った委員会が必要だと、私は思っ  
ておりますので。

続きまして、お茶の経営が難しくなっている中、幾つかの原因、要因があると思いますが、  
川根地域、川根茶では、他産地とは何か違う原因があるのかをお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 川根地区、ほかの地区と違うところということでございますが、  
やはり御承知のように、川根地区は中山間地ということで遅場所となっております。また、  
茶工場におきましては、平場のような大きな工場がなくて、経営的に小さな工場が多く点在  
するというようなところが、特徴かと思えます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 町農林課、農林事務所が受益者等の努力、協力により、川根本町では、  
私から言わせれば画期的な試みが始まっております。先ほど町長の答弁にもございましたが、  
生産基盤の強化で茶園集積事業に取り組んでいただいております。その現状と今後について  
お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 集積ということで、今進めていますのは下泉地区で進めておりま  
す。農地集積基盤整備を行う予定でございますが、今年度、地区内の同意、ほぼ完了いたし  
まして、今年度県営の事業で現地の調査事業を行うという計画となっております。

今後につきましては、事業計画の認定を受けて、測量設計、換地計画を行いまして、基盤  
整備を担い手へ引き継ぐということで、この事業、ちょっと時間がかかるんですが、四、五  
年完了までにかかるという計画でございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） その関連でございますけれども、実績を積み上げていただいて、将来

の茶業経営の安定の基礎をつくっていただきたい。また、そのためには今、取り組みを推進している中で一番に感じていること、課題は何ですか。またそれを農業者に参考のために伝えてほしい。一番の問題というか、課題は何でしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） この下泉、原地区におきましては、地元説明会を行ったところ、ほとんど皆さんが協力、これはいい事業だということで進めていただきました。

一番、一つなっているのが不在地主の方の同意がなかなかとりにくいということと、未相続地が数件あるということで、そちらのほうで事務が遅れるということが出てきております。あとは合意については皆さん、ほぼ全員の方が合意をして進めるということで進んでおります。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私もちよっと原地区の方にいろんなお話を聞いたんですが、やはり自分たちがやれなくなっても、法人組織の方たちが集約してやっていただくということで、非常にその方の話は聞くと、後継者もないけれども、今ならそうやってやっていただく方があるということで、非常に前向きで、約5町歩ぐらいですか、全体で原地区は7町歩ぐらいあると思いますが、それによって、もうちょっと課長が言いますように、時間がかかるのはいいんですが、本当にモデル的になると思いますので、本当に推進していただきたいと思います。

次の質問に取り組みさせていただきます。

遅場所の安定経営のために、皆さんが携わったおかげで、今年度、原山地区をはじめ、何カ所かで行っている碾茶の見通し、今後の伸びしろ、生産者に勧めていくのに、町としてはどのような普及計画をお持ちか、わかる範囲でお答えください。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 碾茶につきましては、今のところ買い手はあり、価格は安定しているということでございます。収量につきましては、1反歩当たり900キロ前後とれるということで、何よりも収穫について慌てずに収穫できるということで、今年も6月の上旬まで摘採があったようです。

取り組みにつきましては、ことし、原山地区、ヒロヲ地区、それから接岨、平田地区で碾茶の栽培が行われたようです。碾茶につきましては、被覆等の手間もありまして、こちら共同作業、原山地区では7人体制ぐらいで摘採を行ったと聞いております。そこら辺もありますので、町で進めるというよりかは、その地区で取り組みをするということで、生産者の判断で進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今の課長のお話だと、やはり生産者をバックアップして町としてはや

っていただくということです。やはりそれも大切なことではありますが、やはりもう一つは、ある程度新しい事業ですので、今まだまだ始まったばかりの中で、農業の碾茶マップではないんですが、ある程度こんなところの地域がやっていきたいようなということの方向づけは、町でもアドバイスをさせていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 碾茶の生産につきましては、農薬の影響のない適した地区ということで、集落から離れたというか、離れた集落で取り組みやすいということで、原山地区、それから平田地区、ヒロヲ地区で行っております。

また、今後につきましては、そのような農薬の影響のない地区でどうですかということとは提案できると思います。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今年度から新しく農業委員地域推進委員ができた中で、やはりそういうのも含めて町で行っていただきたいと思います。その中で新しい農業委員会が発足しまして、やはり若手、女性委員も選出されましたので、今後、この町にも新風を起こすのではないかと私は思っています。新しい動きは既に始まっているかどうかお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 今年の2月に農業委員が改選されまして、農業に利害関係のない人ということで、2名の女性委員が選任されました。この2名の方、いずれも町外から移住された方ということですので、農業委員会の役割であります農地集積に関して、新たな発想を期待しているところであります。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ぜひ女性の感性、若手のまた感性で取り組んでいただければ、私もうれしく思います。

新しい天皇に献上茶ということで、手揉保存会が補正予算で100万円計上されました。本当にPRにはもってこいと思いますが、毎年5月は農林課が多忙をきわめ、また、全品等重なって、既に始まっていることですが、実際の準備期間は今年で、今の職員の体制では大変だと、あるいはできないのではないかと心配するところもございます。本当に特殊な課と言ってもいいと思いますので、早急に農林課のスタッフ増等を検討してもらえないかということ、行政にお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今現在、課のほうからはそのような要望がないものですから対応しておりませんが、今言われたような形になってくれば、当然ながら100%対応できるようにしなければいけないというふうに思っています。今現在はそのような状況であります。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 大変困っております。私はそれこそ全品なんかとかいろいろな調整な

んかも見ていると、本当に一時的にもう5月から6月にかけては、毎年経験者が多い課なものですから、職員が頑張り切るといふか、もう体壊してはいけませんので、何とか、もし必要なら課長を中心、もっとも参事だとは思いますが、ぜひ余裕があって、またすばらしい献上茶にさせていただきたいと思っておりますので、再考をしていただきたいと思います。

次に、質問1の関連で続けさせていただきます。

昨年6月に質問させていただきまして、その後実施に向けて31年度から始まる農業経営収入制度、一般に収入保険と言います。茶共済と同様に、町の助成を検討されるのか、お伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 農業無収入保険制度が今年の10月から受け付けが始まります。これは農作物全部の収入に対する保険制度ですので、これまで茶共済に加入していた方から乗りかえる方もいるかと思っております。今のところ何名の方が申請されるかわからないということですので、状況を見ながら検討をしていきたいと思っております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今の関連の質問でございます。今、課長がおっしゃっていただいたんですが、本当にこの新しい制度は、自然災害だけではなく、価格の低下なども含めた収入の減少もサポートするようなやつです。それと、もう一つ、農作物の品目の限定は基本的にないと聞いておりますので、町としてもさらなるこれから茶業共済とともに農家に勧めてほしいと思っております。

○議長（中澤莊也君） 答えは。

○6番（野口直次君） 何かあったら言ってください。よろしく申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 今までにないこのような保険制度ができたということで、町のほうからは、生産者に対してPR、広報をしていきたいと思っております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 関連でございますが、ちょっと見方を変えてお話をさせていただきます。

茶工場の地区からの撤退は、今後、将来川根茶を残すためにも、茶工場のさらなる集約、再編も施策の柱として町は考えているかという質問でございますが、先ほど町長の答弁でもあったんですが、生産者サイドということも大事という話もよくわかるんですが、やはりもうこの地域が生き残るには、もうちょっとワンステップ、ツーステップ、いろいろな面から見ていかないと、お互いに誰かがやってくれる。これはお茶屋さんだ、これはJAだ、これは行政だというんじゃなくて、危機感の持ち方にも、先ほどの質問とも兼ねるんですが、やはり人ごとではなく、本音で話し合う。今の茶業振興協議会にはそれができないにしても、そういう取り組みを共通の課題として、先ほど言ったように真剣に考える場所、これも会合に

なるか、そういうのも常時欲しくなって、その中で女性あるいは先ほど言ったように、外部の農業に関係ない方、あるいは逆に極端にいいますと観光がメインの方のアイデアを持った方もいると思うんですが、ぜひ横断的な、私も何回もこれお願いしているんですが、本当に話せる場所、サロンまではいかなくても、やっぱりつくっていかないと、割合各単体の団体を、自分のことがどうしても自己的になりまして、本当に目標というか、改革にもいかないところがありますので、また再度お願いをしますが、ぜひ新たな横一線の、横に並んだ新しい委員会等をまた検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 今委員会をという御意見がありましたが、まずは生産者の方がどうしたいとか、協同の組合としてどうしたいのか、地域としてはどうしたいのかという考え、方向性を示していただいた中で、町はどのような応援ができるかということになるかと思えますので、まずは生産者の方がどうしていきたいという考えを示していただくことが、先決ではないかと思えます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 確かに一理ある中で、本当に私としては、やはり意外なヒントとか、対話をすることによって、他人と話をすることによって、お茶農家だけだと本当に暗い話が多いんですが、大勢の方が集まると知恵が出てきますので、再質問が長くなりますが、ぜひもうちょっと大きな目で、これは行政のトップの関係にもなるとは思いますが、さらなる検討をお願いしたいと思えます。

○議長（中澤莊也君） 行政側、何か。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、課長が申し上げたとおり、やはり関係する皆さんが一体となって考えていただくということが先決だというふうに思っています。野口議員には今から40年ほど前に、4Hクラブ並びに千年の学校等々で、農業は私は一生懸命やらせてもらうということで、右手を挙げて、こぶしをかざして対応をするというようなことを言った時期がありました。その気持ちを今もって持って持っていらっしゃるなら、これからも力を発揮していただきたいというお願いを申し上げて、答弁に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） はい、頑張ります。

また次の質問に入ります。

今の茶業の関係ですが、今この茶業工場の廃止によって、やはり質問をいたしました、生活環境の悪化にも拍車をかけていて、住みなれた家や、大げさかもしれませんが、当たり前前の日常の生活そのものも脅かし、自然災害に匹敵するような重要な心配の種と、私は考えます。また、なり得るようなことがありますので、この地域の茶工場を一例と挙げましたが、地区の生活環境について、町としてはどのように考えているかお聞きいたします。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 野口議員の再質問にお答えさせていただきます。

言われるように、今町の現状を見ますと、商店、宿泊施設等の廃業や転出による空き家等、茶工場に限らず、地域のコミュニティ活動に支障を来している地区もあります。今まであった施設がなくなるということは、少なからず地域が寂しくなることは事実でございます。施設や荒廃農地等の活用につきましては、所有者を含めた関係者と協議し、再利用等々の検討をしていくことが重要であるというふうに思っております。

また、新たな就業の場の確保という観点から申しますと、町内企業での合同相談会でのマッチングや新しい働き方による雇用の創出に取り組み、少しでも町からの人口流出に歯止めをかけていくことが重要だと思っております。

また、全体的なまちづくりということから申させていただきますと、空き家等々もございまして、移住相談等を強化したりしまして、空き家等の活用を促進しまして、定住人口の確保に努めていくということが重要であるというふうに考えております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今課長がおっしゃっていただいたように、本当に総合的に考えていただく課ではありますし、また、ぜひ進めていただきたい中で、やはり茶とともに沿線の景観が悪化しますと、着実に集落の中にも、地区によってはちょっと増えるところがあります。今後今の答えに重複するかもしれませんが、エコパーク、美しい村の連合、観光資源、振興にも心配されます。まちづくりのためにもやはり企画が中心ということはおっしゃってはおるんですが、総合的に横断的な対策室等を早急に設置も考えられるように私は思いますので、必要にも迫られると思いますので、その辺はどのようにお考えになるか、お答え願いたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 総合的、横断的な組織編成というお話もございました。今うちの町は機構改革をやらせていただきまして、新たな体制で動いておりますけれども、様々な課題におきましては、それぞれ所管課が持ちまして、横断的な対応が必要な場合は、関係する課と連携協議を行っております。御指摘の話についても、専従的な組織をつくるのではなくて、現有組織の中でそれぞれ業務に対して対応するといった柔軟な組織体制、組織運用、職員対応で取り組んでまいりたいと、そうするべきだと考えております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） よろしく願いいたします。

続いて、次の再質問は、大井川鐵道の利用の中で再質問をさせていただきます。

昨年6月の定例会において、前鈴木多津枝議員が、一般質問に対して、大井川鐵道の通学定期のことを質問いたしました。その中で町長の答弁で、通学定期代の負担が大きいため、今後教育委員会など関係機関と検討し、定期通学者等への支援を検討していきたいと答弁さ

れました。その後の経過をお伺いしたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 先ほど町長の答弁の中でもありましたとおり、昨年度末にお認めいただきました高校生に向けた貸与型の特別奨学金を御利用いただければと考えておりますので、その辺について周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今課長からお話の、その奨学金の金をやはりあらゆる面で使う中で、通学なんかにも使ったらどうかということでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいま申し上げました貸与型特別奨学金につきましては、経済的理由、それから就学困難な者に対して予算の範囲内で貸与するような形とさせていただいておりますので、その中では特に用途について限ったものではございませんので、高校生に関係するものであれば対応可能ではないかと考えております。ただ、そちらのほうは奨学金のほうの対象となるかというのは審査させていただくことがあろうかと思っておりますので、その辺も踏まえながら対応できればと考えております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私は、奨学金制度も実際今利用している方もいないという答弁の中、やはり幅広く今現実に町のほうに通っていただいている方は川根高校から比べて1.5倍以上の方が通学しておられている。ちょっと数字は把握しておりませんが、いると思います。その中でやはり私は、ちょっと質問が長くなりますけれども、今の関連質問を兼ねながら言います。それこそ今の高校生が千頭島田間の定期代を見ますと、1カ月2万9,080円、6カ月の定期代が15万7,070円、島田まで距離で44.6キロ、運賃で2,000円です。なかなか6カ月の定期代の割引がわかっている、大金ですので、ついつい3カ月、1カ月の定期購入になってしまう保護者の切実な気持ちがわかります。それで、参考に、同じ距離をもしJR東海でと思って調べてみますと、島田、磐田を越えました天竜川駅までの定期が、1カ月9,740円、6カ月5万2,650円、距離もほぼ同じで、44.9キロ、運賃が760円で、大鐵は私鉄でございますのであれですが、約3分の1の定期代の負担で助かっております。

また、参考に、6カ月の定期が今私15万7,000円ということを行ったんですが、それで、その定期代でどこまで行けるのかなということで調べてみたら、東は熱海を越えまして、神奈川県湯河原や真鶴近くまで行けます。ところが、もうその範囲になりますと、高校生の通学定期というのはほとんどなくて、今私が言った数字は、大学生の通学の定期券からお答えをさせていただきました。それで、もう西は島田から愛知県の幸田駅、この幸田駅というのは蒲郡市を越えて岡崎市の手前までの駅です。そうすると、その運賃は1,940円です。所要時間、乗っている時間は約1時間57分なんですけど、大変驚いたことは、株式優待がなくなって、話と実数を見ますと、本当に保護者の負担がさらに厳しくなっていると思っております。

これでは、当町より職業高校、工業系、商業系あるいは言葉ちょっと失礼かもしれませんが、進学校通学は定期代から見ても出しにくい状況があるんじゃないかと思います。

川根留学生の件もございますが、子育て最中の保護者の負担を減らす。近ごろ不公平感もささやかれている昨今、納税者のみんなが納得する支援を、早急にこの大鐵を利用されている高校生にもお願いはできないかということを重ねて御要望いたします。お考えをお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の質問と要望、少し論点が私どもと違っていましたので、私のほうからつけ加えさせていただきますと、基本的にはどうして川根高校存続のために留学生を募集しているかということが一つあります。それから、川根高以外に町外並びに島田、金谷等へ行かれる方、これは町が選択したわけではなくて、それぞれの御家庭、それから本人の皆さんが判断してそうされたということで、私どもは基本的に川根本町に高校が存在しないとまちづくりはできないという思いから、留学生を募集しているということをございますので、当然差がついているというようなことも言われてはおりますけれども、基本的な感覚は、川根本町に川根高校を残したいという思いから町は対応しているということで御理解をいただきたいと思います。

それから、今の運賃の補助につきましても、当然ながら、私どもは川根本町の皆さんには対応しているということを御理解をいただきたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今、町長の話で、町民には対応しているというようにちょっと私、聞き間違えたら申し訳ないんですが、ちょっと意味がわかりかねますので、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 町民の皆さんも、川根高校で十分な教育はできるということの対応はしているということです。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私のちょっと説明、今町長が論点不足と言ったですけど、私は非常にこの課題は、私の質問に対してのお答えは、これからまた何度か質問して求めていきたいと思うんですが、じゃ、本当に町民がどんな気持ちで、川根高校とか地元の高校というのも大変必要ではありますが、やはりここから通っている子供たちのことを本当に思って、ぜひ考えていただきながらしていただきたいと思います。本当に声は相当私は出てきていると思いますので、ぜひよろしくお願ひします。本当にきょう、あしたのお答えとか云々というものじゃないですが、本当にそうしないと、お父さんだけ川根本町に住んで、私たちは極端な話ですが、島田とか町へ住んでというようなことになると、根本的に企画課長さんも心配しておられますように、過疎、人口減少にも決してつながらないこともないと思いますので、ぜ



ひさらなる御検討をお願いしたいと思います。

次に、やはり帰宅時間の電車ということですが、具体的にはどんな時間だということですので、私が保護者の方から聞くと、19時の金谷から千頭行きがないものですから、約1時間、50分近く待つような感じになりますので、大鐵の事情もありますが、ぜひ19時の電車の検討をお願いしたいと思います。現在は6時37分の金谷から千頭行きがあります。その後が最終になりまして、20時28分、8時28分になりますので、そういうことから見ても、やはり19時の増便の御検討をお願いしたいと思います。その辺の19時という数字に対して、何かお答え等ありますか。

○議長（中澤莊也君） 行政側、何か答弁。

企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今、野口議員が言われるように、時刻表を見ますと、18時37分から20時28分、その前ですと16時59分ということになります。帰宅時間というのは部活をやる子、やらない子、いろいろさまざまいると思いますけれども、そういう状況も踏まえまして、町としては民間企業のダイヤ改正のことですので、現状を説明をして、大井川鐵道が現有の車両で対応できるのか、JRとのつながりが可能なのかということも踏まえて、町として町民の方の声を伝えるということが、今できることではないかというふうに思っております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ぜひ、また大鐵とお話をさせていただきたいと思います。車両も随分昔から見れば減っるとということも、答弁以上に私も聞いております。

それと、これは一つ、島田の川根地区の島田コミュニティバスというのが出ておるんですが、30年今年の4月よりまたダイヤが改正されまして、川根温泉行きが増便を、これは担当者の話だと伊久身線も含めて増便というよりも、お互いに話し合いもあったということで、6便出ております。そして、またその6便で高校生は島田の駅から川根温泉あるいは家山駅まで150円で乗れているそうです。そのためにやはり家山周辺、旧川根町では、いろいろな方法で通学を、先ほど言ったようにクラブ活動あるいは短期的な試験日とかということで利用しているわけですが、それで、最後には伊久美線が川口の山の家というところまで来れば、最終的にその山の家、川口に8時32分がコミュニティバスの最終便だそうですが、そこへ家山から迎えに行けば10分ちょっとでということで迎えに行けるとということで、非常にこのごろ利用をしていると同時に、私も大鐵関係にいろいろお世話になっているんですが、やはり大鐵の関係をあまり阻害しない中で、一般の方も川根温泉まで300円で行けるということになりますと、島田から、大変利用度が増えているということがございます。

それと、やはり旧川根町時代から、家山駅より上河内とか、あるいは塩本とか、ああいうところにはスクールバスは当然通っているんですが、そこに混乗して一般の方も乗るということで、家山駅で非常にコミュニティバスと接続もよくなっているということも聞いておりますので、やはりこれから、これは一例を挙げましたが、やはり大鐵に限らず、あらゆる方

法で保護者の方は、お父さん、お母さんは、何とか子供を川根本町の家から通わせたい、またここで住んでみたいというようなことを思っておりますので、やはりいろいろな視点、私は非常に論点が下手なもので申し訳ないんですが、いろいろな視点を見て、もうちょっと深くいろいろな公共交通の使い方をぜひ考えていただくことを切にお願いして、私のきょうの一般質問を終わらせていただきます。きょうはありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） 野口議員、今の最終的な質問ということで、公共交通機関の問題について、行政側からの答弁は必要でありますか。求めますか。

○6番（野口直次君） お答え願いたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今の御質問についてお答えさせていただきます。

それこそ今現在町営バスにつきましては、今年の4月から旧の本川根まで延伸という形で運行させていただいております。

一つ運行に当たっての問題点があるのは、やはりどうしてもバスを運行するに当たっての拘束時間、そういうものがもう国土交通省から定められております。それを打開するには、やはり考えられるのはバスの増便、バスの台数の確保ですね。結局今ある2台を、例えば3台、4台に増やさない限り、ちょっと運行にはなかなか結びつかないというのが現状にあるかと思えます。今言われましたように、例えば島田まで延伸をさせるとなると、やはりどうしてもバスの台数の増大、それから、それに伴います人件費的なものを踏まえると、大体今の予算の倍近いお金がかかってくるのではないかということが考えられます。

また、川根まで乗り入れるとなりますと、それに対してはやはり島田市との協議等も必要になるかと思えますけれども、その辺については、また今後バス対策委員会とかそういう中でも検討しながら、どういう方向性ができるのか、その辺を検討しながら、また前向きに進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） どうもありがとうございました。

これで私の一般質問、終わらせていただきます。

○議長（中澤莊也君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。

再開は10時10分にしたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時10分

○議長（中澤莊也君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番、中原緑君、発言を許します。中原緑君。

○1番（中原 緑君） おはようございます。1番、中原緑です。初めての一般質問の機会に緊張しております。通告に従って一般質問いたします。

情報関連の件は利活用が幅広いので、質問の内容が飛びはねるかもしれません。そして、茶業を中心の農業の未来と方向性の件は、野口議員の茶産業の質問とダブる部分があるかと思いますが、全く素人の分野でありますので、素朴にいきたいと考えてきました。よろしくお願いいたします。

さて、本年5月に総務大臣宛てに川根本町の情報通信利用環境整備3年経過の事後評価報告書が提出されましたので、関連して質問いたします。

(1) 平成27年9月からこのサービスが始まり、情報通信利用は現在3タイプあります。一つ、IP告知端末を使った行政情報サービス、いわゆるかわねフォンです。二つ目、インターネットサービス、やませみネットとかわねフォンの組み合わせです。三つ目、インターネットサービス、やませみネットのみの契約になるかと思えます。

イ、それぞれ当初の加入見込みに対して、各年度の実績の推移を伺います。

ロ、かわねフォンの故障状況については少ないと聞いていますけれども、何件ぐらいあったか。

(2) かわねフォンの利用状況や東海ブロードバンドサービスのインターネットサービス、やませみネットの加入状況から見えてくる、町が考える課題は何か。また、その対応策は、など、現況の改善策を考えていますか、伺います。

二つ目の質問事項です。

近年、町内の農地が、耕作放棄と見られるところが多く見受けられます。やるせない地主の皆さんの苦渋の選択と推察されますが、一般住環境や景観の劣化など、地域環境の面からも改善が必要と思えます。特に川根本町は南アルプスエコパークに登録されていますので、早急な対応が必要と思えます。

耕作放棄地対策の第1は、農業の振興であると考えます。私はお茶、いえ、農業に関しては全くの素人ですが、町民の多数派の農業門外漢の素朴な質問としてよろしく願います。

川根本町の耕地栽培総面積における茶園の割合は、平成17年、97%、414ha、平成27年、92.7%、320haで、ここ10年で転換作物が導入されて畑になった割合が4.3%、13ha増えています。

また、農産物の全生産額におけるお茶の割合は、平成19年に70%で、12億8,000万円です。この町のお茶は農地の9割を超える面積を持ち、全農業生産額の7割を占めていることとなります。まさに農業の本幹が茶業の町です。農山村の伝統、農林産物の衰退は地域の衰退につながり、人口減少を招くという言葉は、まさに本町に当てはまるものです。

さて、ここ数年各地の共同茶工場が採算が合わなかったり、後継者不足の理由で解散、閉

鎖を余儀なくされていくのが現況の傾向ですが、町はこの状況をどのように分析し、また、その対策についても伺います。

次に、お茶に代わる転換作物の導入についてですが、茶園の改植と比べた場合、平成27年、28年は対象面積では転換作物面積が上回ったものの、転換作物の種類、件数と改植件数には及びません。そして、平成29年においては、面積、件数ともに転換作物が茶園改植を下回っています。農業経営に明るい兆しをもたらすのではと期待されている転換作物の導入について町はどのような推進を計画されていますか。

そして、最後の質問になりますけれども、現在、町内の小学生、中学生、高校生で専業、兼業農家に生まれて、農業の手伝いをしている子供がどれくらいいるのでしょうか。今や農業はお年寄りの仕事で、若い親世代は働きに出て、確実な収入を得て家計を支え、子供は勉強と習い事、高校生になれば夏休みは部活やバイトに、または塾など、たとえお茶どきでも手伝いはできないと聞きます。

子供たちが農業を手伝うことは、単に労働力の助けだけではなく、家族と農作業をともにする中で家族のきずなを深める場と思います。そして、農業っていいなと思う子供が必ずいると思います。将来地元に戻り、農業を始めるきっかけをつくる仕掛けが必要かもしれません。

演壇からは以上です。

○議長（中澤莊也君） ただいまの中原緑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中原議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、高度情報基盤整備事業の現状等に関する御質問がございました。

まず、加入状況報告の確認についてであります。

平成27年12月に完成いたしました高度情報基盤設備は、総務省の情報通信利用環境整備推進交付金を活用して整備をしまりました。

今回、この交付金の取り扱いを定めた交付要綱の規定に基づき、サービスの提供開始から2年後の年度末時点となる平成29年度末時点における中間評価について、総務省に報告するとともに、町の公式ホームページにおいて公表をさせていただいたものであります。

加入世帯数は、サービス提供開始当初の目標世帯数2,920世帯に対する実績値が2,788世帯であり、加入率は約95.5%となります。実績の推移につきましては、平成27年度末が2,789世帯、平成28年度末が2,769世帯であり、今回2,788世帯となったものであります。

なお、かわねフォンの故障状況につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

それから、もう一つ、小中学生の農業体験についても、担当課長のほうから詳細を説明をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、町が考える課題と対応策はとの質問がございました。

国庫補助事業としての採択条件であった公共のアプリケーションは、防災情報配信サービ

スと行政情報配信サービスであり、いずれもIP告知端末機かわねフォンを利用したものとなっております。かわねフォンを利用したサービスは、防災情報を音声で伝える緊急の告知放送、役場からの情報を文字で伝えるお知らせ配信、また、各地区や小中学校からのお知らせを、限られた地域に音声で伝えるページング放送などがあります。このうち、ページング放送については、34地区中26地区で登録、また小中学校6校全てで登録をされており、いつでも利用できる状況であります。

また、平成29年度におけるかわねフォン同士による電話の利用回数は、月平均約4万3,000件であり、多くの町民の皆様にご利用していただいているものと考えております。

東海ブロードバンドサービスによるインターネット加入数については、平成29年度末時点で676件と聞いております。計画時点より若干低い数値ではありますが、確実に加入数は増加をしております。

町といたしましては、やませみネットに限らず、インターネットを利用することで、生活する上での利便性が向上されるよう、高齢者を対象としたタブレット講座を開催するなど、インターネットに触れる機会をつくってまいりたいと考えております。

次に、茶業中心の農業の未来と方向性という質問でございます。野口議員のお答えとダブるところもあるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

川根本町の農業特産物はお茶であります。議員が申されるとおり、茶業が中心の農業となっております。野口議員にも答弁をさせていただきましたけれども、操業を終了する共同製茶工場が出てまいりました。地元地区で茶の加工ができなくなれば、新たに加工場所の確保をしなければなりません。他の茶工場の組合員となることや、他の工場に加工を依頼することが考えられますが、町でできる支援策といたしましては、他の共同茶工場の受け入れ状況や個人工場での受け入れの情報提供となります。

2点目の質問がございました。茶から別の作物への転換を考えている方もいるかと思えます。これまで農業経営振興会では茶の複合作物の研究が行われ、柚子や自然薯の生産がされております。農林業センターでは平成28年にオリーブを植栽し、栽培の試験に取り組んでおります。しかしながら、まだ摘採までは至っておりません。作物によって手間や経費がそれぞれあり、町で推奨するのではなく、自分に合った作物に取り組み、販売につなげていていただきたいというふうに考えております。

他につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは、かわねフォンの故障状況について説明いたします。

町民の皆様からのかわねフォンが利用できないなどといった連絡は、まず情報政策課に入ります。電話窓口におきまして状況を確認した上で、東海ブロードバンドサービスに現地対応をしていただいております。

この現地対応でも復旧できない場合には、一旦予備の端末機と取り替えた上で、持ち帰り

対応をしているところであります。

このうち、サービス提供を開始しました平成27年9月以降、10数台を対応しておりますが、その多くは機器の取り扱いに関するトラブルが主なものとなっております。一例を挙げれば、位置を移動する際に、取り扱いを誤って落としてしまったり、端末機を壊してしまったり、例えば端末機本体の差し込み口に別の通常使われていないものを差し込んだりとか、そういった状況になっております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、中原議員の質問の中で、小中学生等の農業体験等について質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

平成30年5月30日土曜日の静岡新聞の朝刊に、本川根小学校の5年生が町内地名の水田で田植え体験を行い、秋ごろに収穫体験を行う予定であることが、新聞掲載されておりました。また、中央小学校の3年生が上長尾地内において、自然薯の植えつけ作業を行ったということも聞いております。

他の小・中学校においても総合的な学習、生活科、理科、社会科など、各教科において花壇等を利用した野菜等の栽培、町の基幹産業であるお茶摘み体験やお茶の入れ方教室、職業体験など、学習指導要領に教科ごと目標及び指導内容が示されておりますので、その目標達成に向け、カリキュラムの中で農業体験等、キャリア教育の一環として取り入れさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） かわねフォンは次世代回覧板としての役目を持った行政情報サービスの目的がありますが、実際、町民は行政サービスの情報は従来どおりの回覧板から得ているようです。近隣のふれあい、見守りなどに役立つ回覧板文化は重要と考えております。今後、町としては、1件月額800円、年間2,621万7,600円、単純計算でございますけれども、もの経費をかけて設置しているかわねフォンを、町民にどのように利活用を進めていく予定ですか。先ほどの町長の答弁にありました、緊急対応とかということもございましてけれども、ほかにもどのような利活用を進めていく、回覧板機能というのがいまいち町民にはなじみがないような状況ですので、そこの辺を教えてください。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは、かわねフォンの利活用の推進ということで答えさせていただきます。

かわねフォンからのお知らせ配信につきましては、町内全域に一斉にお知らせする利点があります。

ただし、回覧文書のように手にとって見るというようなことにはちょっと不向きではあり

ますので、そのような状況も考えられるかと思えます。

ただし、区長会等の席上、回覧文書に対する負担とか、そういった御意見も聞いてはおりますので、できる限り回覧文書の数量は最小限にしたいと考えているところであります。

かわねフォンは広報紙、また町の公式ホームページと並ぶ町の主要な情報発信手段であります。このため、緊急告知放送やお知らせ配信、また先ほど言いましたページング放送など、その利用効果は高いものと考えておりますので、運営事業者と連携しまして、各地区の集会所などを利用していただいで操作説明会を開催するなど、多くの方に利用していただけるような対応をしていきたいと考えております。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 次に、機種更新が行われるかと思えます。その時点で今緊急時通報端末、通常行政サービス、普通電話機能、ページングサービスなど、今まで以上に多機能を持つ端末が登場していることと思えます。

そこで、今回の整備をじっくり検証して、無駄のない使い勝手のよい住民サービスを検討、準備していただきたいと思えますが、こちらからこういった機種、こういった提案という次なるモデルを業者をお願いするということは可能なのでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 中原議員が今御説明したように、次回の告知端末機の更新時期には、現在のかわねフォン以上の機能を搭載している製品が開発されているものと考えます。

ただ、その更新時には、当然利用者の皆様からの御意見を聞きながら、その時点で必要とされております機能を最小限に備えている製品を選択するなど、そうした対応をしてまいりたいとは考えております。議員のほうから、町がその機能を提案するとか、製品を提示するとかというのは、当然町のほうが選択する権利といえますか、考えられますので、その選択するに当たって、町民の皆様からの御意見を聞きながら対応していきたいと思えます。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ありがとうございます。

別の質問にさせていただきます。

情報通信機関連で、現在いやしの里診療所にて平成24年から遠隔診療が実施されています。患者さんからは通院時間の短縮や交通費を抑えられること、また、医療機関からは患者さんの病態に合った内服薬が処方できることなど、総合病院から遠く、通院時間がかかることのこの地域にとっては、ありがたい限りの診療方法です。

遠隔診療は光回線による通信が最適であると各地区会で大きく説明されたわけですが、しかし、一番重要なネット環境はまだ光回線ではなく、従来どおりのNTTによるADSL回線を使用せざるを得ない光回線環境のようです。情報基盤整備の利活用目的の目玉の一つが、医療機関の遠隔診療だったわけですが。それなのに、実際光が設営されれば、肝心かなめ

の医療機関では使えていない。それは少しおかしくありませんか。どこかに誤算があったのでしょうか。過去にこのような疑問が投げかけられていたか、議会議事録を調べましたら、昨年6月の定例会の一般質問で、小藪前議員がそのことを問題にしております。行政側からの答弁は、継続して関係機関にお願いしてくださるとのことでした。一朝一夕には解決しない状況のようですが、あれから1年が経過しております。いかがでしょうか。関係機関にお願いした経緯を伺います。

○議長（中澤莊也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 質問に回答させていただきます。

現状では、依然としてADSL回線により対応しているところでございます。町が整備した光回線での対応につきましては、技術的には問題ありませんが、県立総合病院と遠隔診療を行う上でのネットワーク、ふじのくにネットを利用するふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会におきまして指定する専用回線を使用しなければならないとするセキュリティポリシーが定められているところでございます。このため、町が整備した光回線を活用するためには、同協議会理事会での承認が必要となっております。このことにつきましては、要望しておりますが、容易に変更することができない状況にあります。今後も継続して関係機関にお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 静岡県のふじのくにネットは、セキュリティの関係でNTT仕様の光回線でないと接続できないということは、当初は認識されていなかったのか伺います。

○議長（中澤莊也君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） ただいまの質問にお答えします。

最初、ここの光ファイバーの基盤整備を行うときには、NTTもまだ京セラ、そして、そういう関連する事業所との入札を行い、その後、京セラのほうに決定したわけですね。そのときにはまだこのふじのくにネットを利用するということではなくて、きょうここに基盤整備を行うというのが趣旨でございました。その後、京セラでやった基盤整備、これにつながるかということについては、その後の実情に基づいて変わってきているということで、今もこのふじのくにネットについてどこの光ファイバーでもつながるかということについては、県総とも協議しておるところですが、なかなかそこについてのセキュリティポリシーの部分については、まだまだ高い壁があるということで、今協議はしております。ですけれども、すぐにはいかないということでございますので、御承知いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ありがとうございました。

継続して要望をお願いしたいと思います。



医療機関でのICTの利用といたしまして、今年開設された訪問看護ステーションで、例えば看護師さんがタブレット端末を携帯して、関係機関との連絡や情報共有に使うというような計画はございますか。

○議長（中澤莊也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 質問にお答えさせていただきます。

医療機関でのICTを活用した計画等につきましては、地域医療全体を考える中で関係機関と協議しながら検討していきたいと考えています。

質問にあります当町で開設されました訪問看護ステーションでのタブレット端末を活用した診療方法につきましても、同様の考えではありますが、町地域医療全体を考える中、一つのツールとして関係機関と協議しながら検討したいと考えます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ぜひ住民サービス向上に向けてICTをうまく取り入れていってほしいと願います。ありがとうございました。

二つ目の質問についての再質問になります。川根地域は昔からリーフ茶の通信販売、直接販売の盛んな地域と聞いております。つくれば売れた時代から、売れなければ生産も生きない現在の経済環境の中、契約栽培や直接販売にシフト、消費者目線で販売に重点をなどなど、販売事業者との連携強化が求められています。いわゆる出口施策、販路開拓を考えておりますか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） お茶の出口対策ということで販売対策ですが、茶振協の中で山のお茶連合という取り組みもしております。また、買ってもらうにはやっぱり知ってもらうことということで、茶茗館での呈茶、これも昨年1万5,000人以上来客されまして、過去最高となっております。また、茶振協の事業の中で川根時間ということで、こちら川根茶を知ってもらう、飲んでもらうという活動を続けております。やはり知ってもらわないとなかなか買ってもらえないということで、このような取り組みをしております。

また、伊豆地区へのお茶の提供ということで、昨年から西伊豆の子供たちにお茶を販売しておりますが、今年松崎町に広がりまして、2町に提供ということになっております。また、松崎町とは美しい村連合のつながりがありますので、ぜひ商工会、旅館組合の方に呈茶、入れ方教室をやってほしいというような要望もありますので、こちらをきっかけに、また伊豆地区全体に販路を拡大していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ありがとうございました。

次に、農業法人のことでございますが、現在、農業法人は何件存在して、また、法人のメ

リット、デメリットを簡単に教えてください。

○議長（中澤莊也君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 農業法人の数ということで、農業法人ということですが、農業法人も農事組合法人と会社法人に分類され、さらに細分化されておりますけれども、税務室のほうで把握しているのは、現在、農事組合法人として町内に登録されている件数で7件でございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 農業法人のメリット、デメリットということで、簡単に説明をさせていただきます。

メリットといたしましては、制度上のメリットで、経営者本人に対して給与を支払うことができる。また、法人化による節税効果ができる。それから、制度資金の融資枠の拡大が見込まれる。それから、充実した社会保障制度の加入ができる。それから、経営上のメリットとして、取引上の信用が拡大される。それから、経営内で責任分担の明確化ができるようなことであります。

デメリットといたしましては、法人の設立には費用がかかる。それから、事務処理の煩雑化、それから、均等割と青色申告特別控除等です。それから、役員報酬には制限が設けられているということで、静岡県の中に農業法人支援協議会という組織がありまして、そちらのほうで設立の手引というリーフレットがありますので、また後でござんいただきたいと思っております。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） それでは、町は農業の法人化を既存の組合組織に推奨しているのでしょうか。働きかけということになりますけれども。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 法人化につきましては、今申し上げたとおりメリット、デメリットがございますので、町で積極的に推奨というわけにはいかないと思いますが、個人経営ではなかなか大変になってきているという状況もありますので、法人でなくても共同経営、共同作業ができるような形になっていけばと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ありがとうございます。

農業のICT、IoTを利用して、先ごろ締結したIoTを活用した実証実験が始まっていますが、内容は農業に利活用はありますか。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 今年1月16日に、IoTを活用した実証実験に関する包括連

携協定を締結いたしました。そのうち農業分野における利活用につきましては、これは4月の全員協議会でもちょっと御説明しましたが、実証実験、それを進める、協議を進める中で、以前から農地に関しますデータは取得をされていて、今回新たな無線規格でありますLPWAという規格がありますが、これを利用してのセンサーを町内の広いエリアに設置することで、これまで取得したデータが活用できるのではないかということになりました。このため、公募中でありました総務省が進めます地域IoT実証推進事業、こちらのほうに農業分野における利活用ということで提案書をまとめまして、提出している状況です。現在その結果を待っているところであります、先ほど議員が実証実験をもう既に始めているというようなちょっと御質問でありましたけれども、それらの結果を待って、今から着手するという状況です。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ちょっと理解ができなかったものですから、もう一度確認させていただきたいと思います。細かいデータというのは、具体的には農地のことでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 今考えているデータにつきましては、まず一つが、土壤に関する、土に関するデータということで、地温でありますとか水分量、またPH等のデータです。また、もう一つ、気象に関するデータということで、これは気温とか降水量に関するデータを考えております。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ありがとうございます。

別の質問になります。学校での農業体験をより深める場、食物に感謝する場の提供として、有機栽培や無農薬といったエコロジカルな地球に優しい農業を展開し、地域の子供や学生、社会人が参加して、種まきから収穫、調理、食事会までを体験できる場をつくり、参加者自らが体験を情報発信するという提案をしていきたいと思います。千年の学校等の事業では、既に行われているのか伺います。

○議長（中澤莊也君） 千年の学校という質問だと思いますけれども。

企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

千年の学校につきましては、当初いろいろなソバまき、収穫というのが過去やられていました。今現在進めておりますのは、地域を知るということで、今講座を各課から出している状況ですので、過去にはそのようなソバまき、収穫というような講座は行われておりました。

○議長（中澤莊也君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） 千年の学校等の事業ということで、社会教育課で行われている事業について紹介をさせていただきたいと思います。

平成29年度におきまして家庭教育学級であったり、ふるさと発見団、放課後子ども教室、むつみ学級などの教室で、生産から種まきまでを含めた各種の事業を展開をしております。以上です。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ありがとうございます。

若者が求める物や事を徹底的に研究して取り入れてみるというのが、この農業の中にヒントがあるかと思います。それが若者を大事にすることになり、人を呼び、人口増加につながると思います。これからは行政と農家または農業をやりたい人、茶商、茶流通業者、そして、議会もしっかりコミュニケーションして、動き出していくための仕組みづくり、情報を共有することが重要なポイントかと感じました。

御清聴ありがとうございました。質問だったんですね。

○議長（中澤莊也君） これで終わるわけですか。質問、今のことについては何か行政側の答弁等必要でしたら、行政側、お答えをお願いしたいと思います。よろしいですか。

○1番（中原 緑君） すみません、ちょっと訂正してもいいでしょうか。

申し訳ありません。そうですね、子供たちを巻き込んだり、いろんな年代を、ジェネレーションを巻き込んでいく仕組みづくりというのがこの町は上手かなと思います。人口もそこそこの小回りのきいた形ですので、千年の学校にしても、大人だけではなくて、子供も巻き込んで、そういった農業体験をしていくプログラムというのがあれば、発信ができるかと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今、千年の学校とか、社会教育課長がおっしゃられたように、ただ、子供と大人が一緒になってやるということは非常に大切なことだと思います。それについては家庭教育学級の場合でも、たしか私も父兄でやったときに、おじいさん、おばあさんと一緒にやるというのもありましたし、ただ、セッティングする場が、大人の場合と子供の場合の時間のとり方とか、そういうのも難しいところがありますので、それについてはいろんな課で持っている教室等を話し合いながらしていかなければいけないとは思いますが、それぞれ千年の学校だと、今は対象者がかなり大人の方ということで、交流は大事だと思いますけれども、それについての運営については、どうやったら子供を巻き込んで一緒にやるということは、これから課題だと思っております。

○議長（中澤莊也君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ありがとうございます。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） これで中原緑君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分からにしたいと思います。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番、澤西省司君、一般質問を許します。

○2番（澤西省司君） おはようございます。2番、澤西省司です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

6月1日の新聞紙上で発表された後期高齢化率で川根本町は県内1位の初の30%超えということで、いかに達者で健康な人が多いかということです。川根茶の効力は言うまでもなく、高齢者福祉課の日ごろの努力が実を結んでいると言えます。欲を言えば、独身者の方にももう少し頑張っていたきたいところではあります。

今回は山間地でもあり、高齢化率も高いということ为背景に、高齢者を災害からいかに守るかなどや、町民の皆様の日常生活に寄り添った問題解決など、町民の必要としているものや、安心・安全を考えた3項目の一般質問をして、町のお考えをお伺いしていきたいと思えます。

では、1番目の質問です。緊急用専用ヘリポートの必要性を伺う。

病気やけが等の患者の救急輸送にドクターヘリは貢献しているが、グラウンドでは砂が舞ったり使用中ということもあります。本庁の近くに緊急用専用ヘリポートがあれば、安全面や活用範囲も広がり、重要拠点の可能性を伺います。

2番目の質問です。川根本町の後期高齢者の方がお達者であることは十分承知しておりますが、しかし、避けて通れないのは人間の最期であります。同居の方も高齢なら、お手伝いに駆けつけてくれる御兄弟の方も高齢者ということになり、町内における通夜は自宅が定番だが、通夜のための片づけや準備は大変です。

また、終わった後のもとの生活に戻すのも大変ですので、町民より通夜施設（多目的活用可能）の建設は、町民の望むところではないか伺います。

3番目の質問です。川根本町民の自主避難について伺います。

近年の異常気象などにより、全国各地で土砂崩れや洪水被害が発生しております。最近では台風接近などで気象予報の精度が上がり、自主避難の目安となり、町民の自主避難について行政の考え方を伺います。

以上です。

○議長（中澤莊也君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、澤西議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、ヘリポートに関する御質問がございました。

ドクターヘリをはじめとする緊急用や災害時におけるヘリコプターによる救助、支援等について、その重要性は非常に高いものと認識をしております。中でもドクターヘリは、救命率の向上や後遺症の軽減等に大きな効果を発揮している状況は、言うまでもありません。

ドクターヘリは、救急現場で医師等により患者が早期治療を要する状況であると判断された場合には出動を要請できるものであり、本県は、全国でも数少ないドクターヘリ2機体制での運航となっております。

当町における緊急用専用ヘリポートの現状は、町内各地区のヘリコプターが緊急離着陸可能な場所を消防局航空隊、自衛隊、県等により確認した上で、38カ所を選定をさせていただいており、この中から患者の状況等を踏まえ、着陸地点を選定し、救急車による救急搬送の後、ドクターヘリへと引き渡しております。

寸又峡ヘリポート、中部電力大井川ヘリポート、高郷河川敷多目的広場、町営グラウンド等が主に活用されておりますが、静岡市消防局へもそれらのヘリポートの状況について確認をいたしました。そのいずれにおいてもドクターヘリの運航に支障はなく、町としても今後も引き続き現状を維持していくことが重要だというふうに考えております。

2点目の通夜施設の必要性に関してお答えをさせていただきます。

議員の御質問にありまして、近年御不幸があった際、御遺族の高齢化や、地域における結いの状況等から、通夜、葬儀に対する状況が変化してきていることは、常々感じているところであり、通夜のあり方、その場所に関しても、様々な御意見、御提案をお聞きをしているところであります。

この件につきましては、通夜施設、つまり霊安室を備えた施設という性格上、町として直接取り組むということは難しさがあり、問題が多い事案であるというふうに認識をしております。現時点では、これからの検討の課題であるというふうに考えているところであります。

3点目の自主避難に関する質問がございました。

住民への避難行動に関する市町村長の権限は、災害対策基本法第60条において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、退避のための立ち退きを指示することができるというふうになっておりますが、住民の迅速な避難支援を実施するため、避難行動等の判断・伝達マニュアルを定め、これを基本とした対応に努めております。

避難に関しては、国・県・静岡地方気象台等関係機関との連携協力により、正しいタイミングで適切な避難情報を示せるよう、日ごろより様々な研修や情報収集にも努めているほか、避難行動の中核を担う地域の自主防災組織の強化に努めるため、自主防災組織と協力した研修会、災害を体験した地区への視察等を実施をしており、当町における防災・減災対応に取

り組んできているところであります。

幸いなことに、ここ数年は当町において大きな災害は発生をしておりませんが、国・県・静岡地方気象台・消防・警察等関係機関の指導を仰ぎながら、地域自主防災組織、消防団等と協力をし、万が一災害が発生した場合においても、最小限にその被害をとどめるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。

2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ただいまより再質問させていただきます。

現在、高郷河川敷のゲートボール場は、ゲートボール部の解散により平成29年に利用者がいない状況になっております。このゲートボール場の位置といいますか、場所は、地元ですので、私はわかりますけれども、大体のことを言いますと、高郷河川敷の一番北側に当たる部分には、ローラースケート場という楕円形のものがあります。その横がゲートボール場になっており、その右側、横といっても右側、南の方面ですけれども、その横が多目的グラウンドの広場ということになっております。ですので、北側から順番にローラースケート場、ゲートボール場、あと、いつもヘリコプターが離着陸する多目的グラウンドという仕組みになっております。この河川敷は平成8年より使用しておりますが、今まで22年間、洪水やダムの放水等もありましたが、一度も水につかったことはありません。その点において、今後ゲートボール場を町の緊急用専用ヘリポートとして活用できるのではと思ひ、島田消防署、川根北出張所よりヘリコプターの着陸場の条件等の資料をいただきましたが、設置場所として現在ゲートボール場は30m掛ける60mくらいのおよその広さがありますので、面積的には問題なく、今後砂が舞ったりすることもなくなり、河川敷には何度も着陸している場所であることも、ゲートボール場がヘリポートとしていい条件ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） ただいま御質問にありました高郷河川敷広場、正式名称としては上長尾親水公園となっておりますが、平成7年度から12年度にかけて、県によりまして、県が県単独河川・海岸環境整備事業といった事業に基づきまして、今議員言われましたローラースケート場、ゲートボール場、多目的広場を含んだ遊歩道、緑地、公園等を整備して、県民に憩いの場、健康増進の場を提供することを目的に整備をされた箇所でございます。この場所につきましては、完成後、町に管理移管をされたことを受けて、町が当該区域、河川区域になりますので、河川占用し、親水公園として多くの方々に御利用いただいているところでもあります。通常の管理につきましては、同地区にトイレもございますけれども、トイレの管理も含めまして、議員の地元であります高郷区にお願いをしている状況にあります。

今回御提案のありましたゲートボール場も、今申し上げましたとおり、この事業によって

整備されたものであります。公園整備にある県民の憩いの場、健康増進の場の提供といった観点から、町独自の判断で議員御提案の専用ヘリポートにするとといったものはなかなか難しい点があるかというふうに考えます。

今後、関係する県、土木事務所等の懇談協議、様々な場において話題に上げるといったところから始めさせていただければというふうに考えております。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 私も多少知識不足もあって、高郷区民がもうほとんど最初からずっと使い続けて長い間いたものですから、高郷区民にとって高郷区民のゲートボール場というような感覚があったものですから、いささか県民のため、町民のためというより、県の使い道という点においてはちょっと考え方も新たにしたところであります。

平成29年の11月13日に、静岡消防局と川根本町で、ヘリコプターによる孤立地域救援物資搬入訓練がありました。最近の異常気象による土砂崩れによって孤立地域が出た場合には、本町からの指示も含め、災害救援の拠点となり得ると思います。現実問題として災害が起これば、ドクターヘリはもとより、静岡県警察航空隊のヘリコプターや自衛隊の大型ヘリなどが複数機救援に来ることも考えれば、今後緊急用専用ヘリポートの必要性は非常に高いと思いますが、いかがですか、その点について。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 現在、災害時において上長尾親水公園、高郷の河川敷グラウンドですけれども、大規模災害において当町に自衛隊等の進出を要請する場合には、進出拠点という形に位置づけをさせていただいております。当然議員御指摘のように、様々な大型ヘリコプター等の飛来も十分想定されることとなります。

まず、大型ヘリコプターの状況につきましては、イメージ的にはプロペラが二つついた一番大きなヘリコプターでありますけれども、その機体の性能と特性上から、離着陸の場所としては、昼間においては100m掛ける150mの場所が必要とされております。残念ながら現在当町におきますと、上長尾親水公園と本川根中学校のグラウンド、この2カ所のみとなります。大規模災害における対応のみならず、緊急ヘリポートにつきましては、町長の答弁にございましたとおり、町内各地の離着陸の可能な場所の最新の状況を把握、確認していくことがまず重要であろうというふうに考えております。

実は今年に入りまして、もう既に今年度に入りまして、大規模災害のときの当町への第1次初期進出部隊であります習志野にあります第1空挺団の師団長自らが、当町の状況の確認にお見えになっておりますし、昨日も板妻にあります陸上自衛隊第34普通科連隊が、同様にヘリコプター、ヘリポートまたは空中から物資を提供できる場所といった形の現地確認に見えております。毎年自衛隊、消防も含めて町内何カ所かの場所について順次確認をさせていただいている状況もありますので、町としては緊急専用ヘリポートについては、様々な形の場所の中で、対応可能な場所についての状況把握にまず努めたいというふうに考えており



ます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ただいま第1空挺団、板妻基地というような話があって、双発の大きい、実際の災害時には支援物資が届くということで、それは想定されることだと思います。そういう大きいヘリが来た場合には、現状、今離着陸しているような広い多目的グラウンドが非常に有力でありますけれども、来るのはそれ1機だけではないので、指示とか現場を空から見るというような指示なんかの場合においてのヘリに、町長自ら陣頭指揮をとるためには、ヘリに乗って空から視察すると、そういう意味においても使えるということで、それ一つを使うという意味ではなかったということではあります。

それから、島田消防署、川根北出張所所長の鈴木様から、ドクターヘリの離着陸状況をちょっとお伺いしておりますので、ちょっと話します。平成28年度、緊急要請304件、この緊急要請というのは、通常の救急車を要請するという話です。ドクターヘリは13件。平成29年、これ救急要請は370件です。まず毎日1回要請があるということです。ドクターヘリは26件と、28年度に比べれば倍増はしていますけれども、やはりそんなに多いという認識は、私もありません。たくさん来るからというような感じではありません。所長さんも、頻繁には飛んできませんが、実際問題としてグラウンドでプレーしている皆さんに、ドクターヘリが来ますから、安全のため退去していただけるよう声をかけざるを得ないことがあると話されています。

グラウンドにプレーヤーがいるというのは、たまたまというのではなく、この高郷河川敷におけるグラウンドゴルフ場は非常に人気のあるコースでありまして、あちこちのグラウンドゴルフ場などに比べれば、非常に美しいトイレが併設されております。先ほど課長から言われましたように、河川敷トイレ、水洗の男女別々の。よその地区、島田、相賀あたりにもありますが、どこも大体電話ボックス型のトイレがある程度、それが普通は標準ですね。そういった意味で非常に環境がいいということで、バスを仕立てて町外の人たちがたくさん来るといふ珍しいグラウンドゴルフ場だと思っております。そういった人たちがバスを仕立てて来るような場合は、やはりプレーした後に食事をして帰るとかという場合に、河川敷トイレのまたすぐ横にレストランがたまたまあたりして、非常に総合的に利用頻度が高いグラウンドゴルフ場になっております。

この水洗トイレの河川敷トイレですけれども、三ツ星グラウンドゴルフ会員の皆様をはじめ、高郷区民総出で、1年中清掃活動をやっておりますので、毎日365日きれいに保っていると。そういうところも非常に評判が高いということでもあります。町外プレーヤーは年間、正式に申し込んできている団体等が主体でございますが、5年間で平均毎年1,200人前後の利用者があります。町内プレーヤーは年間1万人以上の使用となっております。また、土日には現在離着陸している場所は、サッカースポーツ少年団が利用しております。このように河川敷グラウンドは共用使用になっておりますので、そういった意味からも、単独の緊急用専

用ヘリポート、必要性が高いとは思いますが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほど申し上げましたとおり、上長尾親水公園につきましては、河川敷を整備したいいわゆる親水空間でございます。グラウンドゴルフ、スポーツ少年団等が利用している場所も同様でございます。また、ドクターヘリの運航に関しましても、町長答弁で申し上げましたが、改めて申すまでもなく、救急救命の切り札の一つとして運航されております。したがって、その着陸場所も要救助者の状況から判断をして、最適な場所に着陸をさせていただいております。

したがって、高郷の河川敷、それ以外においても、下泉の町営野球場においてもグラウンド等を利用する方々がいた場合については、人命救助の観点からドクターヘリの運航に御協力をいただいているということがございます。この対応につきましては、今後も同様といった形で考えますが、緊急ということを御理解いただきまして、ドクターヘリの運航優先といった形で御理解を賜りたいというふうに考えます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 最後になりますが、川根北出張所所長、鈴木さんは、緊急専用ヘリポートがあれば、ドクターヘリを要請したときや、関連機関との合同訓練及び隊員の日常活動における任務において隊員の士気も上がるので、そのような話は大変ありがたいことでした。

6月は土砂災害防止月間ということで、災害に強いまちづくりの一環として、行政も積極的に考えていってほしいのですが、今回のやりとり、課長との間でやりとりをしていた中で、河川敷が県の管理区域といいますか、県の管轄というような話でありましたので、ここが非常に山間部でもありますし、災害が起こりやすいということで、ヘリを使った重要拠点になる可能性が非常に高いということ、むしろ県のほうへも時として報告といいますか、十分なアピールをしてもらって、むしろ県がそこへは一つ欲しいかなと。県につくってもらうぐらいの話に持っていければ非常にありがたいというような感じで、その点、県に対する訴えとか、今後について、先ほどから大分お話いただいておりますけれども、最後にもう一つお答え願えればありがたいのですが。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 災害につきましては、常日ごろ町長も、ヘリコプターの効力というか、期待をする部分は大きいといったことも申し上げております。今議員言われましたとおり、河川敷等の活用についても、先ほどもお答えさせていただきましたが、今後、県土木事務所等にいろんな形で話題として取り上げていき、協議の場になっていければというふうに考えます。また、今議員おっしゃったとおり、町としても、県がそういう形で整備をしていただけるというような動きがとれば、大変ありがたいというふうに考えます。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） じゃ、次の2番目の再質問に入させていただきます。

葬祭用通夜施設の必要性についてという質問の再質問です。母のまさかの急死で、家で通夜の準備ができなかったので、やむを得ず島田の葬祭センターで通夜をとり行ったという話を、友人より聞きました。やはり通夜施設があれば地元で通夜を営むのは可能ではなかったか。このような急な状況や通夜のための片づけは、先ほど申しましたが、ちょっとなかなか高齢で大変だといった例や、町外で家族葬でという形で簡単に済ませるといったことなども、このごろでは選択肢として増えてきたことも、通夜施設がないことが一因なのかどうかわかりませんが、そのような状況が増えてきたことは間違いありません。このようなことを背景にJ A大井川葬祭サービスの社長様に直接お伺いしたところ、申し訳ありませんが、今現在、川根本町に当社から葬祭センターを建設する話は出ておりませんとのお答えでした。よそ様がやってくれないなら自前でという話はないでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほど町長も答弁で触れておりますが、通夜施設、つまり霊安室を備えた施設であるということから、この性格上、なかなか公共が取り扱う施設ということについては、様々な支障、問題があろうかというふうに考えます。本来であれば民間葬祭事業者が建設、運営する葬祭施設の対応であろうというふうに考えます。

また、財政状況をはじめとする諸状況においても、町でこのような施設を建設、運営することは大変難しいと言わざるを得ないところでもあります。一例を申し上げますと、斎場、火葬場については過疎債、合併特例債の対象にはなりますが、いろいろ調べましたところ、霊安室という形だけの施設については、このような起債の対象にするのはなかなか難しいという実情もございます。やはり霊安室を備えた施設であるといった性格のものが、公共という形の中ではまだ幾つかハードルがあるというふうに御理解いただければと思います。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 大井川葬祭サービスの所長さん本人も、何度も川根本町に足を運んだ経験から、山間部ゆえ、天候が悪いときなどは施設の必要性を感じるということも話され、駐車場の確保が大事で、トイレなどもバリアフリー化して、規模が小さくても多目的に使用できるほうがいいのではという話をいただきました。この話は多少川根本町の人口規模を考慮して、通夜だけでは利用頻度が少ないのではと、この町に対して配慮されたアドバイスをいただきました。通夜の施設でなくてはならないのは泊まる方のお部屋ですが、最近では泊まる方は同居されていた方か身近な親族の方のみで、和室1部屋あれば大丈夫というようなことでした。これくらいだったら我が町もできないこともないかなということで、前向きに検討してみたいでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほども難しいとお答えしたこと、財政的な面もお話をさせてい

いただきましたが、いわゆる施設規模の問題というよりは、施設の性格、霊安室を備える。平たく言えば御遺体をお預かりするといった施設になります。この点についてなかなか難しい点が多いというふうに御理解いただければと思います。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 先ほどから霊安室を備えなければいけないとか、なかなか難しい面が行政側にとってはハードルが高いということが、少し私もわかりました。でも、よく考えてみれば、川根本町では火葬場が2カ所あります。その状況から、時として1カ所では間に合わないペースといいましようか、順番待ちのような日程が詰まるときも、私も感じて、実際まだ二、三日後になるとかというお話も聞いたことがありますので、むしろ通夜の施設がないのは不自然といいますか、火葬場が二つもあって。今までは自宅が通夜の定番という固定観念で今日まで来ましたが、時代的にあってしかるべきものではないでしょうか。先ほどから霊安室も必要だというようなことで、なかなかできにくいというお話をいただいている中で、あっても必要じゃないかというようなくどのような質問になってしまいますけれども、お伺いできればと思いますけれども。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 斎場、火葬場でございますけれども、このことに関しましては、当町、合併前からそれぞれの町があったことを受けて、2カ所ございます。両施設も施設設備とも老朽化等により、今後の対応が課題であるという認識は持っております。今後、斎場のあり方等協議検討する段階において、その方針を様々検討していくこととなろうかと思いますが、現状では、まだその検討を開始する状況には至っておりません。

今、議員から斎場、通夜の施設というようにいろいろ御提案をいただいておりますけれども、こちらもいろいろ調べました。斎場の担当のくらし環境課にも調べていただきまして、対応の中では、全国的に見れば、公共施設の建設、管理運営まで一括してとり行う、いわゆるPFIという方式の中で施設を建設する中で、管理運営する事業者が運営するという形で、斎場並びに葬祭会場、そこに霊安室があるといった施設が、新しいところでは近隣ではたしか小田原市だったと思いますけれども、建設されているような経緯もここ数年一つ、二つ出ではあります。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、直接的に自治体が運営している通夜というか、御遺体を預かったりするところ、だびに付した後の葬儀をする場所、当町では集会所でもできておりますので、そのような形のものも全国的にも当然ございますけれども、御遺体の段階でお預かりするといったものは、事例としては、いろいろ当たった関係ではちょっと見つけれませんでした。そのような状況でございます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 非常になかなか公共施設をこのような状況の中で単独でやっている自治体も少ないというようなお話でした。直接の管理がなかなか、確かに予算的にもつくって、

しかもなおかつ管理ということになると、ちょっと難しいかもしれませんが、私は近くのお寺様に話を伺いに行ったところ、以前はお葬式を集会所や自宅で行うことがありましたが、最近ではお寺でとり行うことが多くなっているということでした。御住職様が話すには、私どもは通夜の場所が狭いということは少しも今まで苦に思ったことはありませんし、遠いところでも出かけさせていただいていますということでした。ただ、高齢者が自宅で通夜を営むのはなかなか大変だなと感じているのも事実です。立派な建物をつくる必要もなく、華美な必要もなく、町民に使いやすいものがよいものだよと話していただきました。

ただ、この町にも多くの宗教があります。ということは、多くの宗教があるということは頭に置いてくださいというようなことを言われました。そういういろんな宗教の方が誰でも利用できるような施設がよいのではという一言もありました。

お寺様に行って了解を得るというわけではないんですけれども、話をしてアドバイスもいただく。葬儀屋さんへ行っても了解をいただきましたという感じの話ではありませんけれども、なかなか一応心配してもらっているのも事実であります。そういった中で、こういう話は、やっぱりお寺さん、葬儀屋さんなんかの御理解も必要な話ではあります。あとは行政のほうで、先ほどの自治体としてはなかなかやりにくいという話は十分お聞きしてはおりますが、あとは行政の判断を待つ形となっておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、以前の葬式の関係については大分変わってきたなという感じがいたします。といいますのは、当然ながら街場で葬儀を行うということで、後から親族が来るというような状況もあることも承知しております。

しかしながら、先ほど来課長が申し上げているとおり、なかなか行政では難しいという中で、私ども行政は、民間の葬祭事業者に対しましてお願いをして、何とか今言われた小さくても対応できるような形のものをやってもらえないかという要請はしていくべきだというふうに思っておりますし、その中で行政も協力しながら、そのような方向で進むことが将来の葬式関係の対応については必要ではないかなという感じがいたします。いずれにしましても、霊安所の問題が非常にネックになるということも承知をしておりますので、既存の事業者、特にJA葬祭等につきましては、こちらからもお願いする必要があるというふうに思っております。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今、町長の答弁ありがとうございます。民間と協力していかなければ、なかなかこういったものが今後つくれないというような町長からのお話でありましたので、非常にそういったところは町民としても期待が大きいのではないかと思います。今後、未来に向けて、そういった形が少しずつでもとっていければ、全国的に余りこういった例がないとは聞いておりますけれども、何とか打開できる点が、財政的とか、向こうの得意分野の分は任せるといような話で進めていただければ、非常に幸いであります。

川根本町でも移住・定住の促進を進めております。その効果も少しずつ出てきており、ありがたく思っております。都市部から移住されてくる人たちは、多分通夜は自宅のイメージではなく、葬祭センターというイメージだと思いますので、その意味からも、通夜の施設の必要性は高いと思います。

最後になりますが、この件に関しては多くの町民の方から施設の必要性を直接または電話等でいただいております。町民が必要としているものを行政がつくるのは自然なことだと思います。先ほど町長からの建設的な意見をいただきましたので、今後、建設に向けての本当に熱の入った検討をしていただければ幸いですので、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、ちょっと意欲的なところも言っていただければありがたいのですが。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたようなうわさ的なものも当然あったものですから、その辺を確認しながら要請していくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。では、これで2番目の葬祭用通夜施設の再質問を終わらせていただきます。

それから、次は3番目の再質問に入らせていただきます。

川根本町民の自主避難についてお伺いします。

近年では、大型台風や集中豪雨の異常気象により、大規模土砂崩れや山腹崩壊などの災害が多発しております。安心して寝ていられないなどと心配する町民もおられると思います。今回は高齢者にもわかりやすい自主避難をテーマに話を伺っていきたいと思います。

1として、6月は土砂災害防止月間ということで、避難施設は避難地と避難場所に分かれていると教えていただきましたが、避難施設はどのような施設で、何カ所あるのかお願いします。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 避難施設に関しましては、今議員言われましたとおり、避難地と避難場所に分かれておりますが、それぞれ重複する場所もございますけれども、延べでございますと、52カ所を避難地という形で指定をさせていただいております。災害時に一時的に避難できる場所、施設を避難地52カ所として指定させていただいております。災害時に避難生活を行う場所である避難所を11カ所、それぞれ町の防災計画の中で指定をしております。

避難地、避難所ともに、それぞれ災害を地震、風水害、土砂災害といった種別に分け、それぞれ区分をさせていただいております。地震においては、避難地、避難所、その全てが避難施設と。風水害においては39カ所の避難地、7カ所の避難所を避難施設に。土砂災害においては41カ所の避難地、8カ所の避難所を、それぞれ避難施設という形で指定をさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 数的にいろいろ教えてもらってありがとうございます。

お気づきの方もおられると思いますが、建設課の車には、6月は土砂災害防止月間というステッカーも張っており、建設課独自に住民の皆様に注意喚起をしております。建設課ではこのようにすばらしい川根本町の土砂災害ハザードマップというのを作成しております。これを平成25年ころに危険エリア地域に配布したと聞いておりますが、自治防災室では、ハザードマップのここに載っている危険エリア、地域の住民との間で情報の相互確認をどのようになされてきたのかお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 今、議員がお示しいただきましたマップにつきましては、県が作成をし、町が印刷、配布したものでございます。配布当時の担当にも確認をいたしました。作成時、配布時におきまして、県の担当、町の担当がそれぞれ当該地区に出向き、そこで地区住民の方々にマップの内容、マップの見方等々を説明をさせていただいて、あなたのお住まいのこの地域はこういうリスクがありますよと。災害に備えて早期避難に心がけてくださいといった旨の御指導をさせていただいたという経緯であるというふうに、確認をしております。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） このハザードマップに沿って、そこに該当する住民にリスク説明を続けてきたということですので、そのように理解させていただきたいと思います。

それから、避難準備情報の件ですけれども、これはどのような仕組みになっているのか、またどのようなタイミングで出すのか、方針は決まっているのかお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほど町長の答弁でも触れましたが、町においては避難勧告等の判断・伝達マニュアルというものを定めてございます。この中で土砂災害、水害の中で区分をしまして、それぞれ川の水位でありますとか、様々な要因から判断をさせていただいて、それぞれの判断基準を持って指示を出すような段階をとっております。

類型としましては、土砂災害、水害とも、いずれも、まず避難準備情報、高齢者等避難開始を出しまして、その後段階的に、避難勧告、避難指示といった形で段階が上がっていくというものでございます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） わかりました。様々な基準に基づいて順番にやって、避難準備、避難勧告、避難指示と実行していくということがわかったわけですが、現実には起こった災害を見れば、突発的な災害ですから、情報伝達のトラブルはもとより、様々なトラブルが起こっております。国の行政側が住民を避難させるという立ち位置ですから、マスコミも必然的に行政側に問題があったとの報道になるのですが、国や県及び市町が住民を避難させると

いう行動は、災害の状況にもよりますが、行政が全てを負うというのはもともと無理があるのではないかと、私は考えております。

私は以前から、自主避難の重要性を説いております。自主避難というものは、自分の命は自分で守るという考えのもとに、自分に必要な飲料水や食料を持って行動することですから、やがて来る災害に対しても災害に強い住民、災害に強い地域の形成に、やはりつながると思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 今、議員お話にありましたとおり、災害時の住民の避難行動に対する行政の対応に関しましては、ある意味、災害が発生する都度、様々な事案が報道されております。避難行動の前提となる防災の気象情報でありますとか、河川等の水位に関する情報等、行政が知り得る情報をいち早く正確に住民に伝えていくことが、議員言われる自主避難を含めた早期の避難、ひいては災害の軽減につながるものと考えております。

今後特に台風とか風水害に関しましては、行政としましては、災害の発生を前提に防災関係者が連携をして発生する状況をあらかじめ想定、共有した上で、いつ誰が何をするに着手して、防災行動と、その実務実態を時系列で何時何分、何時ごろ台風が例えば鹿児島島の沖合に来たら、それから何時間後には何をするんだといったような形のものをも定めた計画をつくらせると。タイムライン（防災行動計画）という理念がございます。もとはアメリカの防災局がつくりまして、近年では全国においても紀伊半島大水害のときに、三重県の紀宝町では、このタイムラインを事前に定めてあって、一番最初に日本で活用したといった事例等もございます。当町におきましても、このような防災行動計画を事前に定めておきまして、災害時において遅滞なく対応できるように臨んでまいりたいと考えます。

また、議員言われましたように、町民各位におかれましても、地震時においては従前の3日間から、昨今では7日間の食料、水を確保してほしいといったものが広報されております。いずれにしましても、自分の身は自分で守るといった形のもが大前提にならうかと思っておりますので、議員おっしゃるとおり、町としましても様々な機会を捉えまして、備蓄でありますとか、避難行動に対してのお願い広報を努めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 先ほどから私も言っていますように、自分の命は自分で守る。それによって食料、水を自分で用意しなければならないというふだんの、日ごろの行動が、今おっしゃっていただいたタイムラグにおける避難、そういった行動におけるときも、いずれ避難勧告とか避難指示につながるときに、住民がふだんからそうやって、自分の命は自分で守るという自分の食料、水を持って行動するという概念と申しますか、感覚が身につけていけば、町の指示もうまくいくのではないかと思います。

それから、最後に、危険エリア地域にお住まいの多くの人々に自主避難していただくこと



により、災害発生時の被災者が減るばかりではなく、自力で避難できない人だけを管理下に置くことも可能な気がします。管理下に置くなどと言うと、行政職員は何もかもやらなければということではなく、車がない家庭のために、御近所または各地区自主防災組織などに自主避難ネットワークを構築してもらうために働きかけていくことです。自主避難の徹底こそが災害対策の最優先事項だとの発想の転換が必要だと思います。その上で、避難勧告などにより避難を促すことで、自主避難できない人を絞り込むくらいが適当だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 議員御心配の、いわゆる自らの力で避難することが難しい方、災害時要配慮者等という形の表現を最近しておりますけれども、これらの方々に対しましては、現在においては健康福祉課、高齢者福祉課等とも協力の中で、各地区にその対象の方々の名簿を各自治会にも配備をさせて、お渡しをしております。災害発生時においては、まず最初の災害避難行動の母体となりますのは各自主防組織となりますので、これらの方々がその名簿等を活用する中で、早期の避難行動に役立てていただければというふうに考えております。一例でございますけれども、一部自主防においては、それらの方を想定した避難訓練を実施している地区もあるというふうにも聞いております。

一昨日ですか、NHKが同様の名簿の報道をしておりましたけれども、当町においても、いわゆる手挙げ方式で名簿の登載をお願いしておりますので、状況等、更新というか、最新の名簿、現在の一番正しい状況の確認といったものが課題であるということは認識をしておりますが、今後も関係課並びに自主防と協力の上で対応を深めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 個人情報だとかなんとかという話が最近よくありますけれども、やっぱり災害のときには、今お聞きしましたけれども、名簿を自主防災組織などの長に事前にお渡しをしておくということは、やはりとても大切なことだと思います。それが本当に一人でも被災者を出さないということにつながるという、そのとおりだと、その点については思います。

それから、危険エリア地域にお住まいの住民の方は特に気をつけているとは思いますが、それ以外の方でも、長年住み続けているからこそその土地勘が働くと思います。大型台風が今、課長言われましたけれども、私も今回はちょっと狭い範囲を想定していますので、雨が降り続いているような中で大型台風が九州あたりにいるころ、今回は避難しようかなと感じたときに、近くの集会所では自宅にいても同じだから、避難をためらう人は必ずいると思います。自主避難する住民のために、より安全な避難所の選定や事前の避難所の明確化などは、対策の第一歩だと思いますが、これはいかがでしょうか、この点について。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 自主避難に限らず、避難勧告、避難指示においても、いずれも実は避難を強制するものではなく、あくまでも避難するかどうかは各個人個人の判断によるものであります。避難先としましては、町行政としましては、当該地区の集会所等を避難地として指定をしてございますが、水害等におきましては、まず高台であるとか、安全な場所への避難をすることが最も重要であるとされております。必ずしも行政が指定している避難地が、その災害、災害の状況において、いついかなるときも安全かということは、必ずしも保証はし切れないということは当然でございます。町としても、指定避難場所、町内、先ほど冒頭申し上げました幾つかの箇所がございます。それらの情報を広く町民の方々にお知らせするとともに、より安全な避難行動につなげていくために、避難行動自体のさまざまなPR等も進めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 確かに自主避難は個人の判断であります。避難したいと思えば、やはり安全なところに行きたい、そういうふうにするのが人の心情だと思います。

それから、東北大震災のときの早期避難アンケートによると、事前に避難場所が決まっていた人や、または大体避難場所が決まっていた人は避難が早く、決まっていなかったグループは避難までの時間が遅いという結果が、今年の3月にデータとして出ました。やはり高齢者及び町民が、自分の避難地を事前に決めて、簡単に自主避難できる仕組みにしなければ、利用数の向上にはつながりません。また、行政も自主避難全般に手がかかり過ぎると、負担も多くなりますし、情報の混乱や人員の混乱につながります。避難する側にも行政側にも、簡単な自主避難の仕組みでなければなりません。

私は明確な自主避難の仕組みが必要だと思います。自主避難地の選定は、住民の方々に安全な避難所と認識していただくために、現在、避難地として町内、先ほども話が出ましたが、52カ所あります。従来そのままでは避難地として機能を十分発揮しているとは思いません。自主避難を考える人の多くは、急傾斜地及び危険エリア地域にお住まいの方々だと思います。より安全な避難地を提供する意味でも、その地域の自主防災組織と協力して、自主避難場所の選定を模索する必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、指定避難地52カ所、様々な状況、立地等もございます。それらの情報もいろんな意味で町民の方々にお知らせする機会を今以上に設けていくことだけではなて、町内各種の自主防災組織と協力する中で、例えば様々な災害の場合、それぞれ対応となる場所も当然違ってまいろうかと思いますが、話題に出ている水害等においては、うちの地区の集会所はちょっと川沿いで心配だから、違うところに行きたいなというような御要望も当然あるかと思いますが。そのような形を受けて、例えば自主防災組織の中で居住する自主防災の方と、受け入れをお願いする自主防の方

との協力関係とか、そこの連絡調整であるとか、受け入れの仕組みづくり等の具体的な方策もまた検討を進め、対応をより明確化できるよう対応を進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 確かに自主防災組織に、私も先ほどちょっとお話ししましたけれども、お互いに助け合うというようなネットワークですね。各いろんな地区がありますので、その地区同士の自主防の長の人たちが集まるような機会を利用させていただきまして、そういったお互いに助け合うというようなネットワークづくりの後押ししてもらえれば、非常に危険地区みたいなどの自主防災組織の長の人には非常に今後助かるのではないかと思います。

最後になりますが、行政が今後どのような仕組みで、こういった今話をさせていただきましたが、どのような仕組みで町民の皆さんに自主避難というものを広めていくかお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 避難という行動に関しましては、防災のさまざまな書物の中で、災害心理学において、人、いわゆる住民は逃げないものであると認識すべきだということがうたわれておりました。その要因としましては、まさかそんなことがこの自分のいるところに起きないだろうと。災害が起きる前、災害が大きくなる前においては、人はリスクを過小に評価する。このことからそのような行動がされるといったものが書かれておりました。行政は、住民は避難に関する情報の意味を把握できていないということも大前提にして、住民に正確な情報を伝え、理解をしていただき、その上で避難行動に結びつける工夫、いかに避難を促すかといったことを日々心がけ、そのために対応、備えが、今のような平穏無事なときに努めてまいりたいというように考えております。

今後、そのためにも第1次の組織であります自主組織との連携をさらに強めるとともに、自主防災組織の方々と相互に様々な情報を共有するばかりでなく、研修等を深め、今後の防災・減災に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思っております。

これで澤西省司君の一般質問を終わります。

○2番（澤西省司君） ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（中澤莊也君） 以上で一般質問を終わります。

## する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第2、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、第一常任委員長の報告を求めます。第一常任委員長、石山貴美夫君。

○第1常任委員長（石山貴美夫君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件につきまして、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月14日の本会議において、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、平成30年6月18日月曜日午前9時から9時38分まで審査を実施いたしました。

審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室であります。

出席者は、第一常任委員会委員6名全員に御出席をいただきました。また、傍聴者は第二常任委員会の委員6名と一般の傍聴者が2名でした。また、森副町長をはじめ、議案第44号の説明者として、坂下税務住民課長、櫻井戸籍住民室主幹の御出席をいただきました。

議案第44号は、都道府県が国民健康保険事業の財政運営主体となったことに伴う、国保税の徴収目的の改正と同税の負担の公平性を図るため、低所得者の軽減措置拡充として、減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減の基準額では、一人につき5,000円引き上げて27万5,000円、同じく2割軽減の基準額では、一人につき1万円引き上げ50万円とする内容と、課税限度額の引き上げについては、基礎課税額の課税限度額を54万円から4万円引き上げ、58万円とする内容のものであります。

また、税率の改正では、同事業の広域化に伴い、県が国保税の賦課方式を所得割、均等割、世帯割の3方式とする方針を示したことで、当町においても、今後、広域化方針にある3方式での賦課に近づけていくため、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納金分の税率の一部をそれぞれ見直す内容のものであります。

審査は、担当から条例の改正について詳細な説明を受け、それに対し質疑、応答という形で進めてまいりました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。

第一常任委員会の審査報告書の2ページをごらんください。裏面になります。

質疑を抜粋して申し上げます。国保加入世帯で年間319円上がるということはどういうことかという質問に対しまして、今回の改正案で試算すると、平成29年度と比較して約38万円上がるという結果であった。あくまでも試算上の金額であり、現在の国保の加入世帯数から単純に算出すると、1世帯当たり319円の増額ということであるという回答であります。

質問、広域化により、試算割を廃止する方向で均等割、平等割、所得割にするという背景は何か。回答、現在、国保加入世帯の多くは年金受給者や自営業者、退職者が主である。現在では農地や山林等は資産価値も落ち、生活費を生みにくい状況となっており、制度開始当

時の加入世帯の所得状況とは大きく変化してきている。そういうことなどから資産割の廃止という方向で進んでいると思われる。

質問、資産割を廃止するということが、若年層で給与所得等が主とする世帯の負担増にはならないか。回答、若年層に限ってということではないが、負担増とならないように会社を自己都合以外の理由で退職となった場合などは、社会保険から国民健康保険に加入することになるが、その際には国保税の軽減措置を受けられる制度もある。

質問、資産割についてはどのくらいの期間で廃止させていくのか。回答、資産割の廃止については、県の運営方針でも将来的に廃止することが明記されている。町としては段階的に今回の改正を含め、5回くらいに分けて廃止していければと考えているが、現時点では明確な方針は決まっていない。

以上であります。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第44号の委員会付託に関する第一常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（中澤莊也君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第3 議案第45号 平成30年度川根本町一般会計補正予算  
(第2号)

○議長(中澤莊也君) 日程第3、議案45号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第45号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第4 議案第46号 平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(中澤莊也君) 日程第4、議案第46号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第46号、平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第5 川根本町議会議員派遣の件

○議長(中澤莊也君) 日程第5、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。



#### ◎閉 会

○議長(中澤莊也君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 零時 22分





地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年6月26日

議 長 中 澤 莊 也

署 名 議 員 澤 西 省 司

署 名 議 員 石 山 貴 美 夫